

第2期
松山市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和2年2月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定方法	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	5
1 子どもをめぐる状況	5
2 人口などの見通し	10
3 子育てに関する意識の現状	13
4 これまでの子ども・子育て支援の取組	23
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 めざす姿	24
2 基本理念	24
3 基本方針	25
第4章 施策の展開	28
1 施策体系	28
2 基本方針に係る推進施策と取組・事業	29
第5章 地域子ども・子育て支援事業等	63
1 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実	63
2 地域子ども・子育て支援事業の充実	76
3 子ども・子育て支援の推進方策等	89
第6章 計画の推進に向けて	94
1 市民及び関係団体等との連携等	94
2 計画の進捗状況の管理・評価	94
資料編	95
松山市子ども・子育て会議条例	95
松山市子ども・子育て会議委員	97
第2期松山市子ども・子育て支援事業計画策定経過	98
基本方針での基本施策と取組・事業一覧（対象・対象年齢別）	99

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の少子化は今なお進行し続けており、平成30年の合計特殊出生率は1.42となっています。このような中、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大や地域のつながりの希薄化による子どもや子育ての孤立化、子育てに不安を抱える保護者の増加など、子育てを取り巻く地域や家庭の状況もまた変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で、子ども・子育て支援を推進していくことが重要です。

国では、平成24年に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）の規定に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）を平成27年度から施行しました。

このため、松山市（以下「本市」という。）では、新制度の下で「すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち」をめざして、平成27年に『松山市子ども・子育て支援事業計画』（以下「第1期計画」という。）を策定して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援などを総合的に推進し、質・量の両面から子ども・子育て支援に取り組んできました。

そのような中、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことが問題となっているため、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、令和元年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。これらにより、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

また、近年、児童虐待の増加が問題となっており、令和元年には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、親の体罰の禁止、児童相談所の体制強化など、児童虐待防止対策を推進することも求められています。

『第2期松山市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）は、こうした近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、また、第1期計画の進捗状況などを踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が令和2年4月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。また、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第1期計画を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けます。なお、この本計画の中で、「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの子どもをいいます。

また、本計画は、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働の下、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備など、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

さらに、本市の子ども・子育て支援事業を着実に推進していくために、行政のみならず、市民一人一人をはじめ、各家庭や学校・地域・職場など、社会全体で積極的に取組を推進するものです。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年を一期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
第1期計画期間									
					第2期計画期間(本計画)				

4 計画の策定方法

本計画は、第1期計画に記載して実施している施策の評価などを行い、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行います。また、計画策定の段階から、松山市子ども・子育て会議で審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからの意見も取り入れて計画づくりを進めます。

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育及び乳幼児期の保育に対するニーズなどを把握するため、小学校就学前児童及び小学校児童（小学1～4年生）の中から無作為に抽出した世帯を対象に、平成30年9月4日～平成30年9月28日の期間、「松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

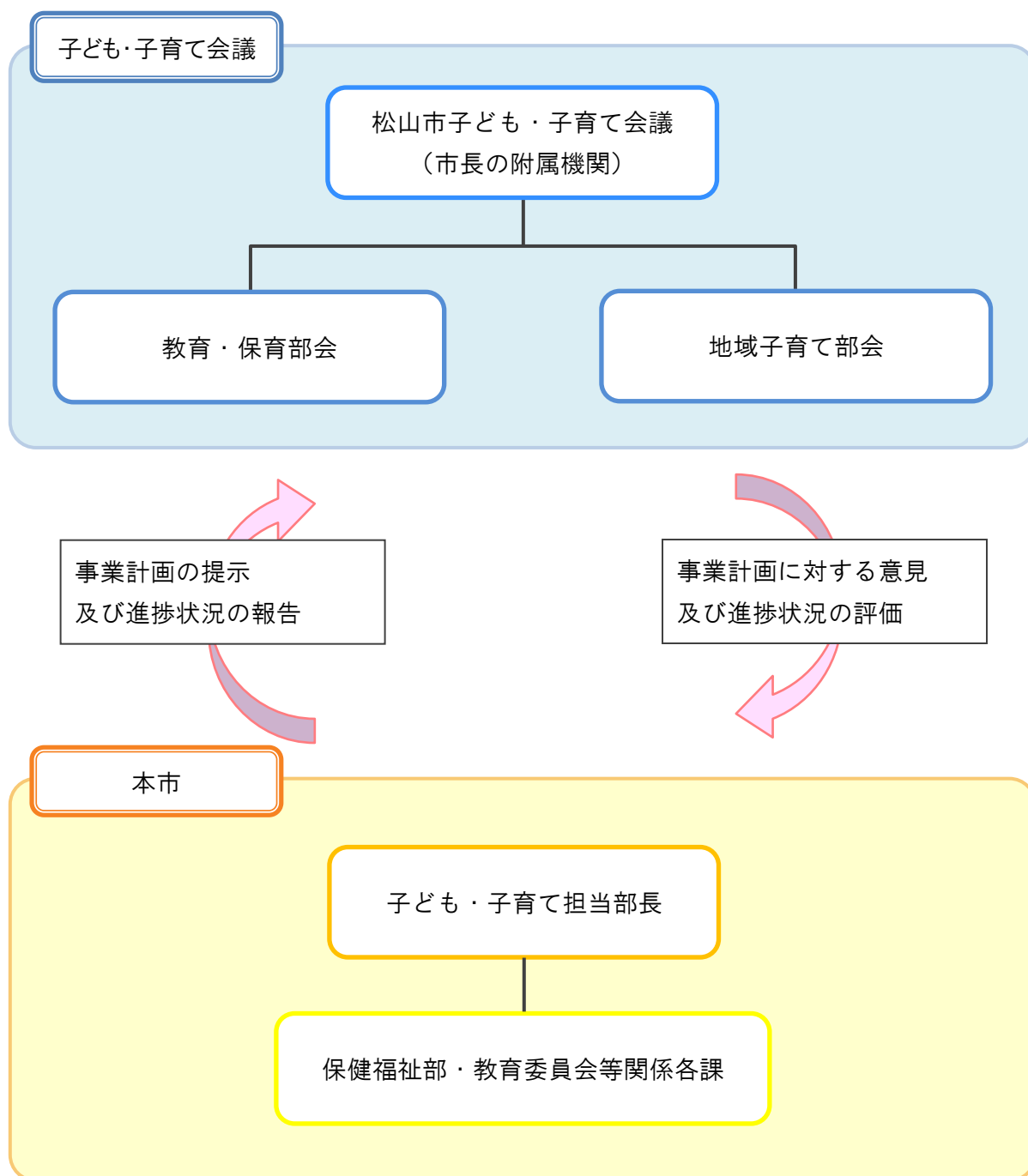
■ 「松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の概要

調査対象	小学校就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
標本数	5,000 世帯	3,000 世帯
調査方法	郵送配布／郵送回収	
回答数（有効回答数）	2,607 件	1,575 件
回収率	52.1%	52.5%
全体回収率	52.3%	
調査時期	平成30年9月4日～平成30年9月28日	
調査地区	市内全域	

(2) 策定体制

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て担当部長を配置し、保健福祉部や教育委員会をはじめとした関係各課との連携を図るとともに、子どもの保護者、保育所・幼稚園等の子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「松山市子ども・子育て会議」を設置して審議を行い、その後、パブリックコメント（意見公募手続）を経て策定しました。

■ 策定体制のイメージ



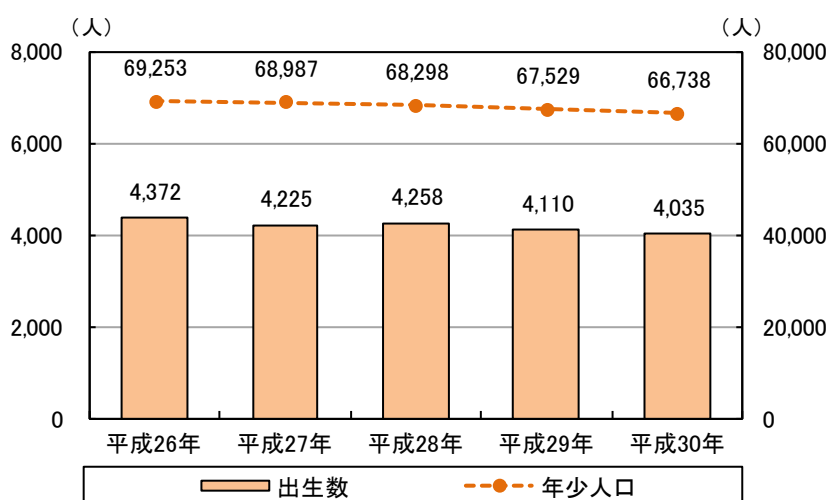
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 子どもをめぐる状況

(1)出生数

本市の出生数についてみると、平成28年にわずかに増加したものの、翌年には148人減少し、平成30年には4,035人となっています。また、14歳以下の年少人口は年々減少幅が大きくなっており、平成30年には平成26年から2,515人減少し、66,738人となっています。

■出生数と年少人口の推移

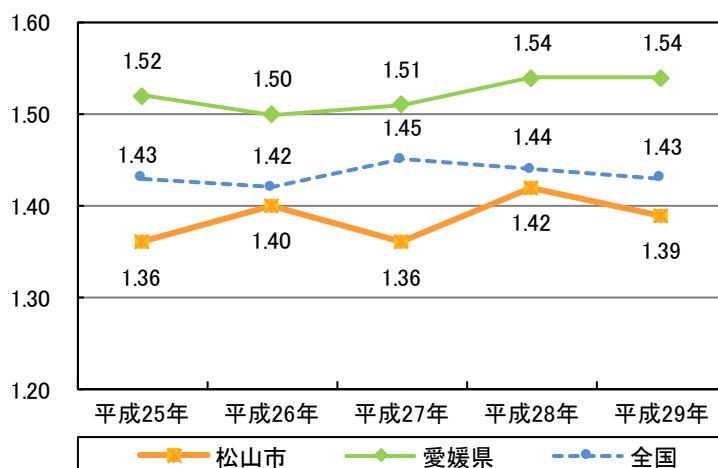


資料：住民基本台帳 人口動態

(2)合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率についてみると、増減を繰り返しながら推移しており、平成29年には1.39となっています。全国及び愛媛県と比較すると、いずれの年も国・県を下回っています。

■合計特殊出生率の推移

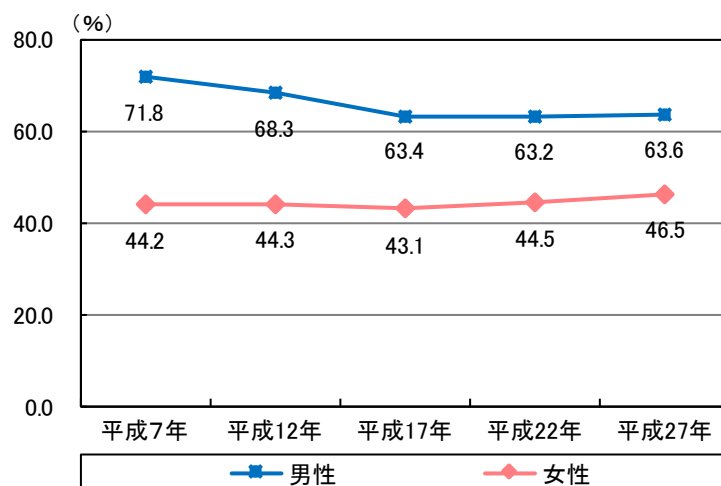


資料：人口動態統計

(3)就業率

本市の就業率についてみると、男性は平成7年から下降傾向にありましたが、平成27年には平成22年よりわずかに上昇し63.6%となっています。女性はほぼ横ばいで推移していましたが、平成27年には平成22年より2ポイント上昇し、46.5%となっています。

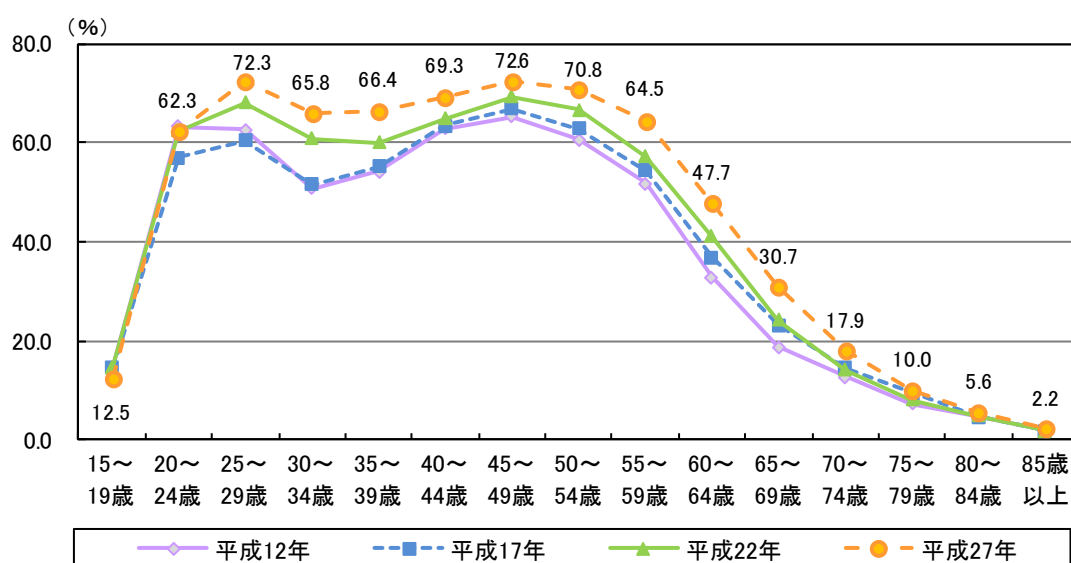
■男女別の就業率の推移



資料：国勢調査

本市の女性の年齢別就業率についてみると、25～29歳では7割を超え、その後、結婚や出産、子育て期に一度低下し、子育てが落ち着く45～49歳にかけて、再び上昇しています。また、平成22年と比較すると、25歳以上のいずれの年代も就業率が高くなっており、特に、35～39歳・55～59歳・60～64歳・65～69歳では6.5～7.3ポイント上昇していることから、子育て世代及び高齢者の就業率の上昇傾向がみられます。

■女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

全国及び愛媛県と本市の女性就業率を比較すると、全国とでは「20～54 歳」で上回っていますが、愛媛県とでは「15～19 歳」を除いて下回っています。

■女性就業率 国-県-本市比較（平成 27 年）

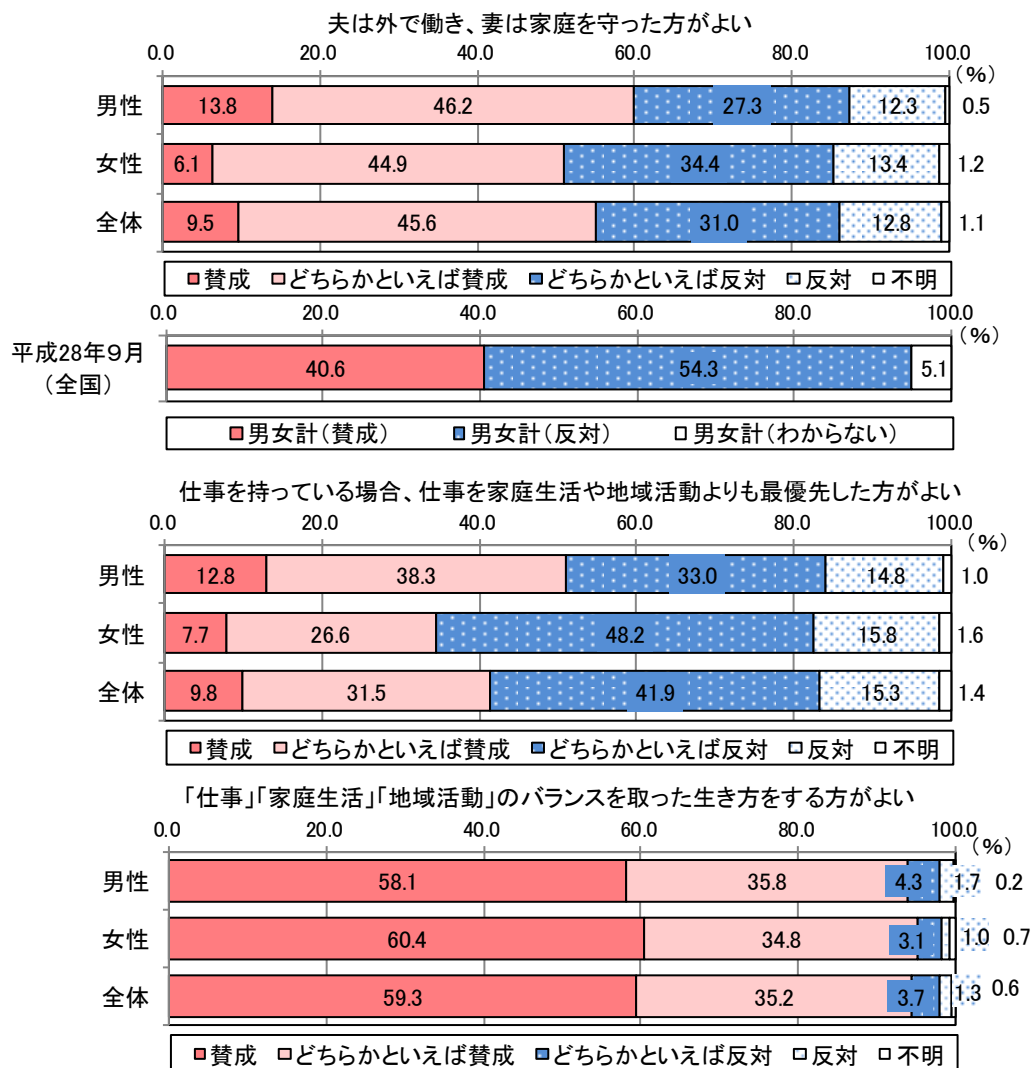
	全国	愛媛県	本市	全国との差	愛媛県との差
15～19 歳	12.9%	10.7%	12.5%	-0.4%	1.8%
20～24 歳	58.6%	65.6%	62.3%	3.7%	-3.3%
25～29 歳	68.2%	73.0%	72.3%	4.1%	-0.7%
30～34 歳	63.3%	67.8%	65.8%	2.5%	-2.0%
35～39 歳	64.1%	69.5%	66.4%	2.3%	-3.1%
40～44 歳	67.9%	73.4%	69.3%	1.4%	-4.1%
45～49 歳	70.3%	75.9%	72.6%	2.3%	-3.3%
50～54 歳	70.3%	74.4%	70.8%	0.5%	-3.6%
55～59 歳	65.0%	68.0%	64.5%	-0.5%	-3.5%
60～64 歳	49.1%	50.5%	47.7%	-1.4%	-2.8%
65～69 歳	32.1%	33.4%	30.7%	-1.4%	-2.7%
70～74 歳	18.9%	20.1%	17.9%	-1.0%	-2.2%
75～79 歳	10.9%	12.3%	10.0%	-0.9%	-2.3%
80～84 歳	5.9%	6.5%	5.6%	-0.3%	-0.9%
85 歳以上	2.4%	2.3%	2.2%	-0.2%	-0.1%

資料：国勢調査

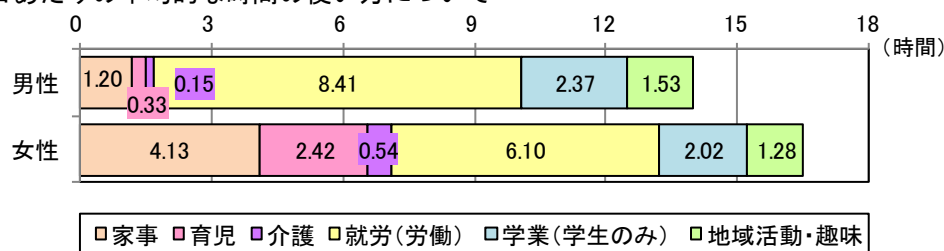
(4)仕事と日常生活のバランス

本市の固定的性別役割分担意識等についてみると、「仕事を持っている場合、仕事を家庭生活や地域活動よりも最優先した方がよい」と考える割合（「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合算）は、女性が約 35%であるのに対し、男性は約 50%となっています。また、「仕事」「家庭生活」「地域活動」のバランスの在り方に関する考え方において男女差はほとんどみられないものの、実際の生活時間をみると、「家事」「育児」に費やす時間は男性より女性の方が長い結果となっています。

■固定的性別役割分担意識等について



■1日あたりの平均的な時間の使い方について



資料：（公財）松山市男女共同参画推進財団平成 29 年 3 月「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 27 年調査）」
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 28 年 10 月公表）

(5)就学前児童の状況

本市の就学前児童の状況についてみると、平成 31 年度小学校就学前児童数は、24,741 人となっており、年齢別に認定こども園や幼稚園及び保育所などの利用状況をみると、0 歳では 1 割、1 歳から 2 歳では、4 割程度の子どもが教育・保育施設を利用しています。3 歳から 5 歳では、特に認定こども園及び幼稚園の利用が多くなっています。

■平成 31 年度小学校就学前児童の状況

単位：人

年齢	児童数	認定こども園	構成比（％）	幼稚園	構成比（％）	保育所	構成比（％）	認可外保育施設	構成比（％）	地域型保育事業	構成比（％）	その他	構成比（％）
0 歳児	3,739	130	3.5		0.0	120	3.2	73	2.0	72	1.9	3,344	89.4
1 歳児	3,970	493	12.4		0.0	654	16.5	378	9.5	225	5.7	2,220	55.9
2 歳児	4,137	624	15.1	80	1.9	794	19.2	324	7.8	261	6.3	2,094	50.6
3 歳児	4,183	1,633	39.0	1,546	37.0	783	18.7	149	3.6	0	0.0	72	1.7
4 歳児	4,344	1,698	39.1	1,725	39.7	819	18.9	109	2.5	0	0.0	-7	—
5 歳児	4,368	1,646	37.7	1,828	41.8	841	19.3	93	2.1	0	0.0	-40	—
合計	24,741	6,224	25.2	5,179	20.9	4,011	16.2	1,126	4.6	558	2.2	7,683	31.1

資料：

- ・児童数は、住民基本台帳登録人口（5 月 1 日現在）
- ・幼稚園は、学校基本調査及び学校実態調査（※市外児童含む）
- ・保育所は、保育・幼稚園課 4 月 1 日入所児童数調べ（※市外児童含む）
- ・認可外保育施設は、4 月 1 日地域保育所状況調べ（※市外児童含む）
- ・認定こども園の幼稚園機能部分は学校実態調査（幼保連携型・幼稚園型）、
保育所機能部分は保育・幼稚園課 4 月 1 日入所児童数調べ（※市外児童含む）

※複数施設利用の場合を含む

(6)待機児童の状況

本市の待機児童の状況についてみると、平成 31 年の「保育所等利用待機児童数」は、既存の幼稚園及び保育所からの認定こども園への移行、基準を満たした上で、待機児童の多くを占める 1、2 歳児の受入れを強化する「待機児童・保育の質向上事業」、「保育・幼稚園相談窓口」によるきめ細かな相談などの多様な取組の実施及び企業主導型保育事業が順次拡大した結果、平成 30 年から 3 人減少の 33 人と、4 年連続の減少となっています。

■待機児童数の推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
待機児童数	95	94	88	36	33

資料：保育・幼稚園課（各年 4 月 1 日現在）

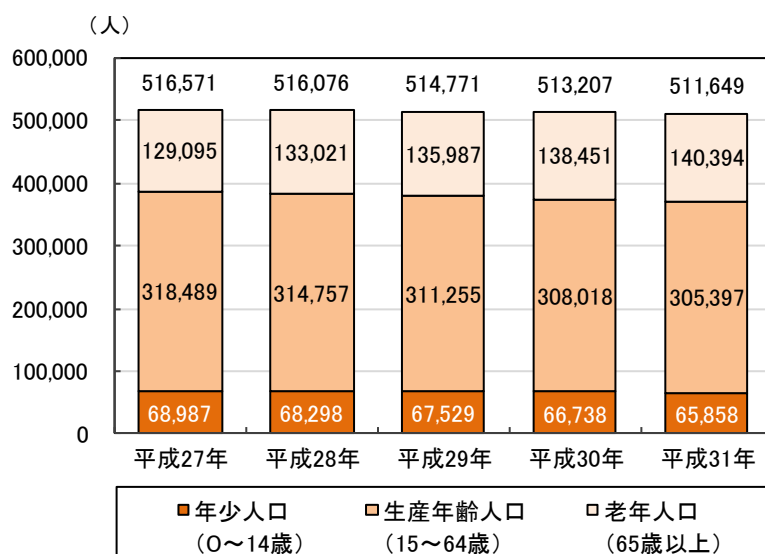
2 人口などの見通し

(1)人口の推移

本市の総人口の推移についてみると、年々減少幅は大きくなっており、平成31年には平成27年から4,922人減少し、511,649人となっています。

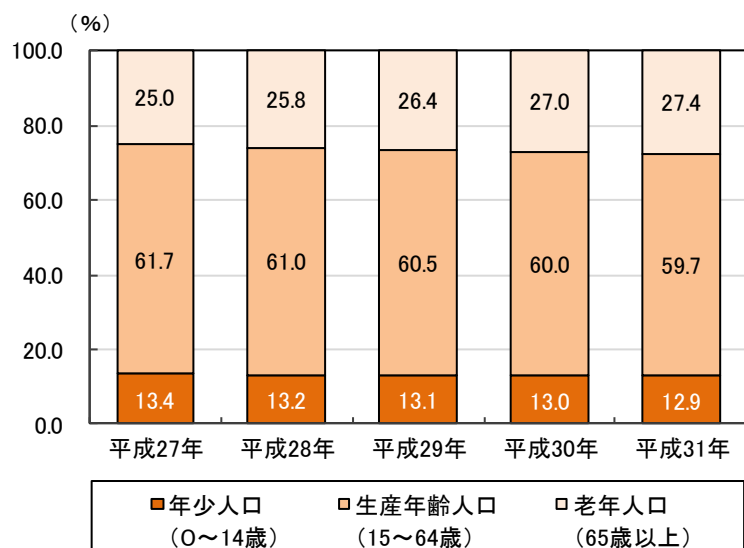
年齢3区分別人口についてみると、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）は減少を続けている一方、老年人口（65歳以上）は増加し続け、平成31年の高齢化率は27.4%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■年齢3区分別人口割合の推移

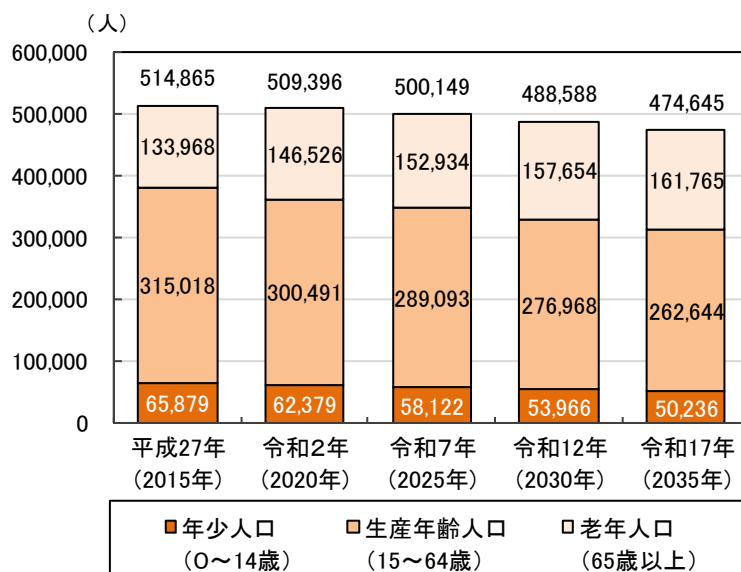


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2)将来推計人口

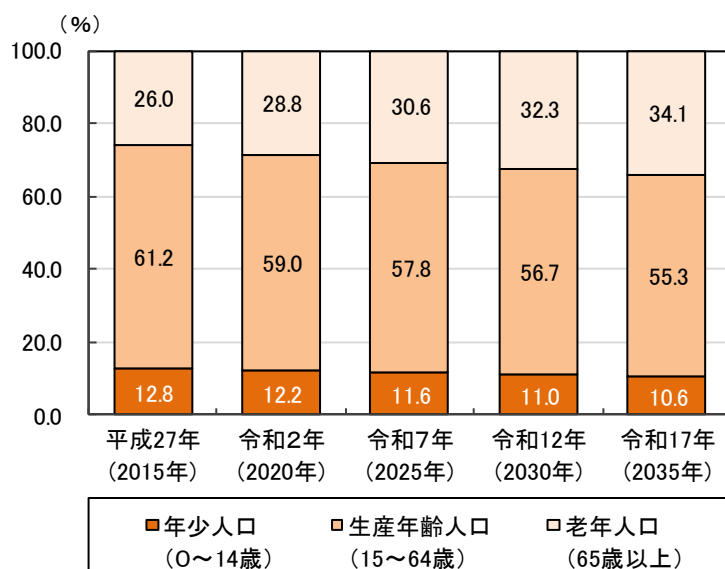
国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の将来推計人口についてみると、総人口は減少を続け、令和 17（2035）年には平成 27（2015）年から 40,220 人減少の 474,645 人になる見込みとなっています。年齢 3 区分別人口では、年少人口と生産年齢人口は減少し続ける一方、老年人口は増加し続け、令和 7（2025）年には高齢化率が 3 割を超え、令和 17（2035）年には 34.1%になる見込みとなっています。

■推計人口と年齢 3 区分別人口の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2015 年 3 月推計）

■年齢 3 区分別推計人口割合の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2015 年 3 月推計）

(3)推計児童人口

本市の11歳以下の推計児童人口についてみると、今後も減少傾向が続き、令和6年には47,782人になると推計されます。総人口に対する割合でも低下傾向となり、令和4年には10%を下回る見込みとなっています。

■推計児童人口（比率）の推移

単位：人

区分	現状	推計				
	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童人口（0～11歳）	52,065	51,317	50,584	49,698	48,796	47,782
（総人口比）	10.2%	10.1%	10.0%	9.8%	9.7%	9.5%
0歳	3,797	3,792	3,722	3,644	3,568	3,498
1歳	3,960	3,859	3,855	3,783	3,704	3,626
2歳	4,134	3,948	3,848	3,843	3,772	3,693
3歳	4,152	4,131	3,946	3,845	3,841	3,769
4歳	4,343	4,148	4,127	3,942	3,842	3,837
5歳	4,380	4,354	4,158	4,138	3,952	3,851
0～5歳	24,766	24,232	23,656	23,195	22,679	22,274
6歳	4,421	4,379	4,353	4,157	4,137	3,951
7歳	4,571	4,434	4,392	4,366	4,170	4,149
8歳	4,538	4,574	4,437	4,394	4,368	4,172
9歳	4,600	4,542	4,578	4,440	4,398	4,372
10歳	4,538	4,608	4,550	4,586	4,448	4,406
11歳	4,631	4,548	4,618	4,560	4,596	4,458
6～11歳	27,299	27,085	26,928	26,503	26,117	25,508

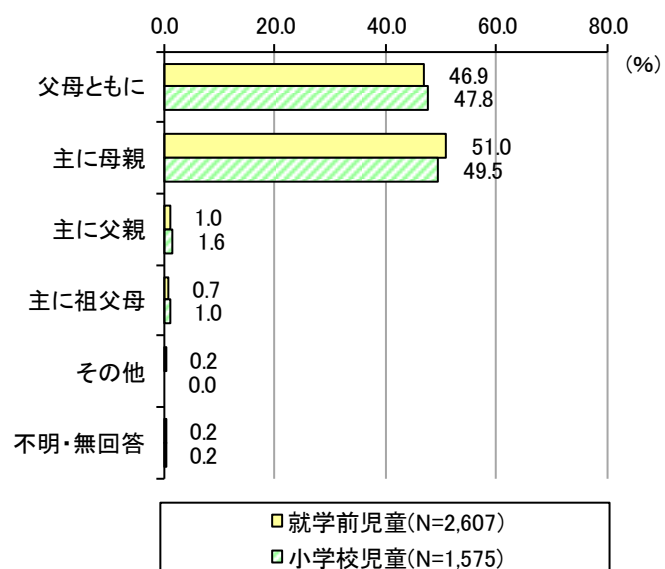
資料：平成27年～平成31年までの住民基本台帳（各年4月時点）を基にしてコーホート法で推計

3 子育てに関する意識の現状

(1)子育てに関する意識

本市の子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童、小学校児童ともに「主に母親」がもっとも高く、次いで「父母ともに」となっています。

■子育ての主な担い手



資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（平成30年9月調査）

(2)子育て環境の総合評価

本市の就学前児童の各種子育てサービスの認知度・利用実績・利用希望についてみると、いずれも「児童館・児童センター」で『はい』の割合が高くなっています。

【就学前児童（N=2,607）】

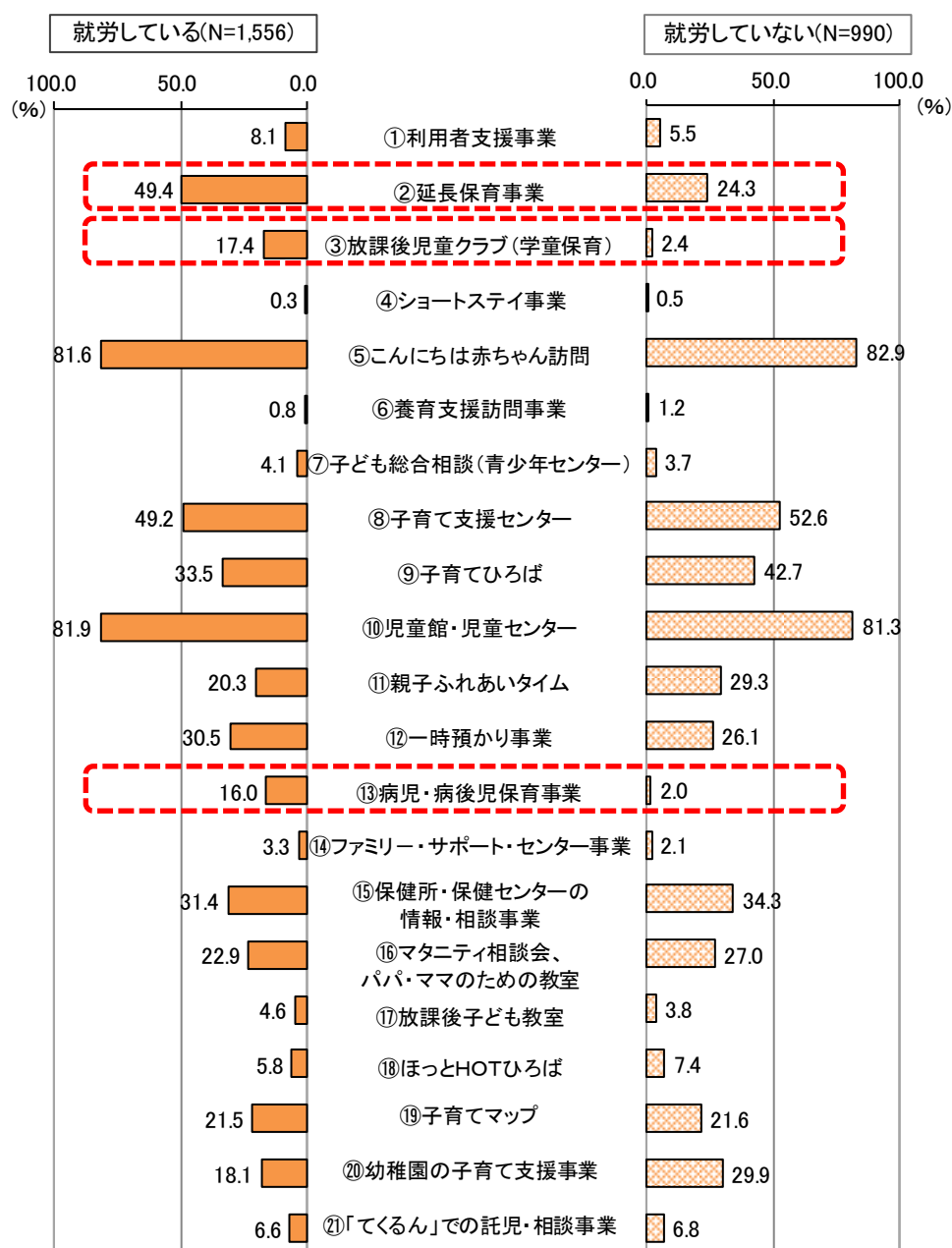
■各種子育てサービスの認知度・利用実績・利用希望（就学前児童）



資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（平成30年9月調査）

本市の就学前児童の各種子育てサービスの利用実績について、母親の就労状況別にみると、就労している母親は「延長保育事業」「放課後児童クラブ」「病児・病後児保育事業」で『はい』の割合が就労していない母親より高くなっています。

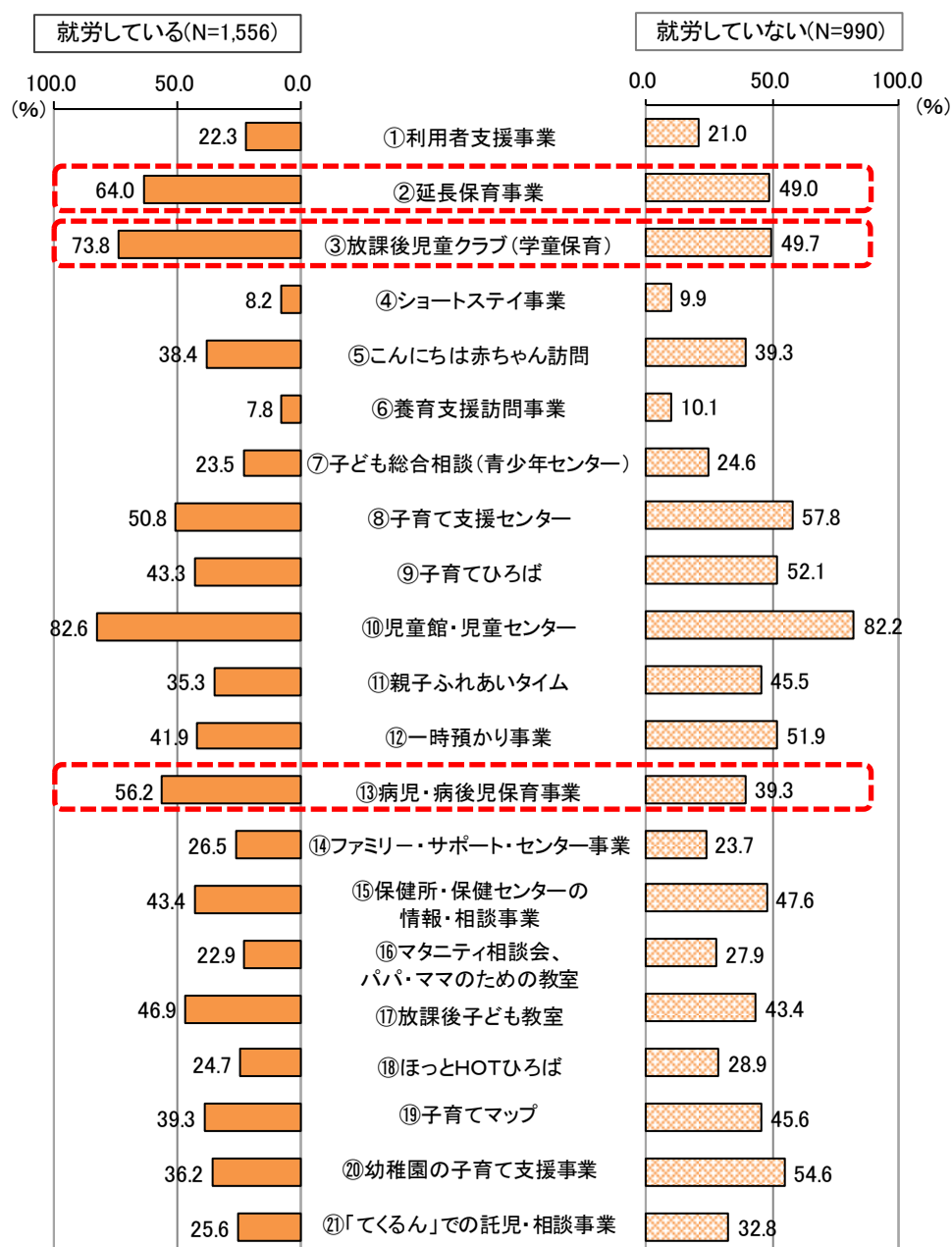
「利用実績」 母親の就労状況別の比較：「はい」の割合のみ（就学前児童）



資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（平成30年9月調査）

本市の就学前児童の各種子育てサービスの利用希望について、母親の就労状況別にみると、就労している母親は「延長保育事業」「放課後児童クラブ」「病児・病後児保育事業」で『はい』の割合が就労していない母親より高くなっています。

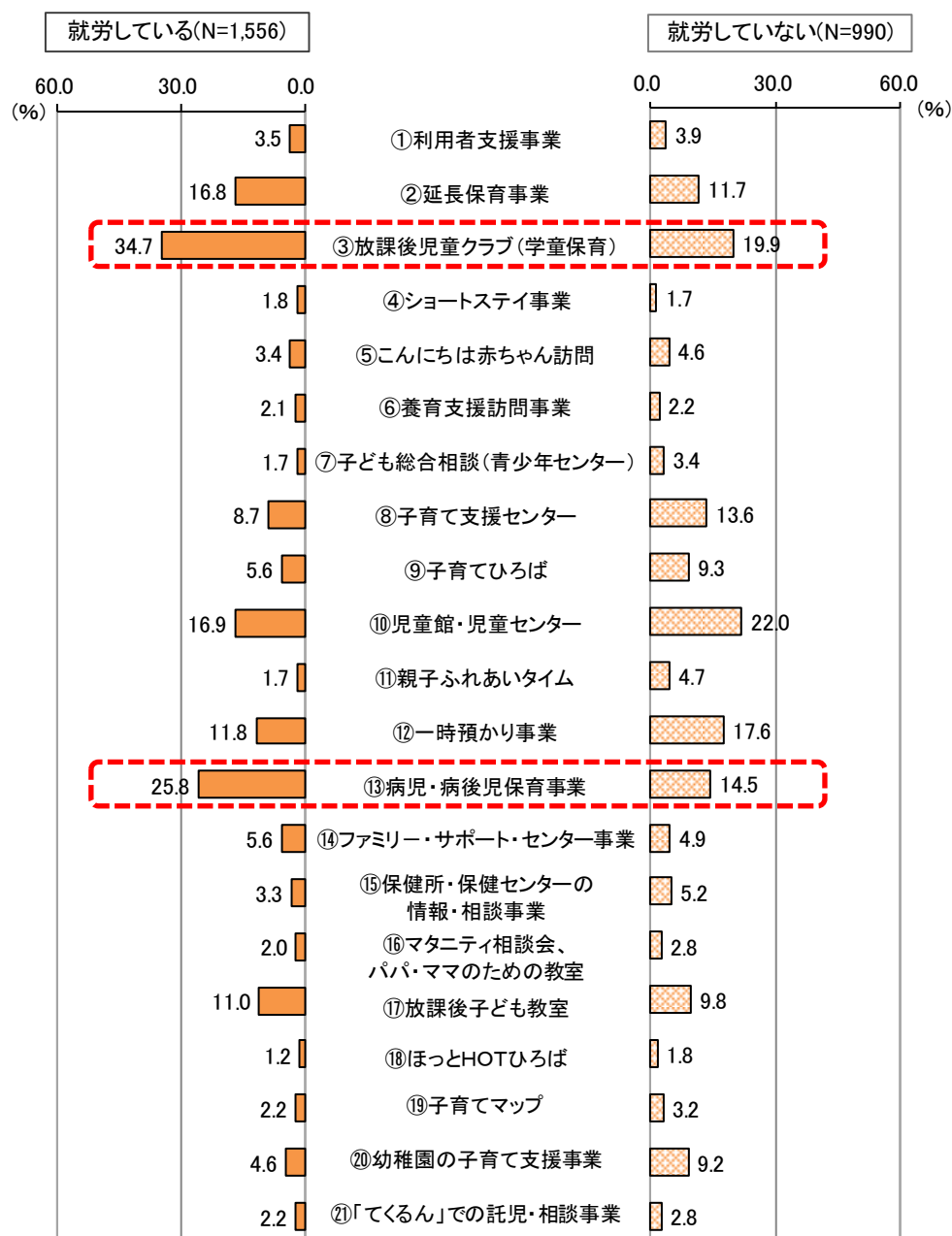
「利用希望」 母親の就労状況別の比較：「はい」の割合のみ（就学前児童）



資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（平成30年9月調査）

本市の行政に対して、重点的に取組を期待するものについて、母親の就労状況別にみると、就労している母親は「放課後児童クラブ」「病児・病後児保育事業」で『はい』の割合が就労していない母親より高くなっています。

「行政に対して、重点的に取組を期待するもの」 母親の就労状況別の比較（就学前児童）

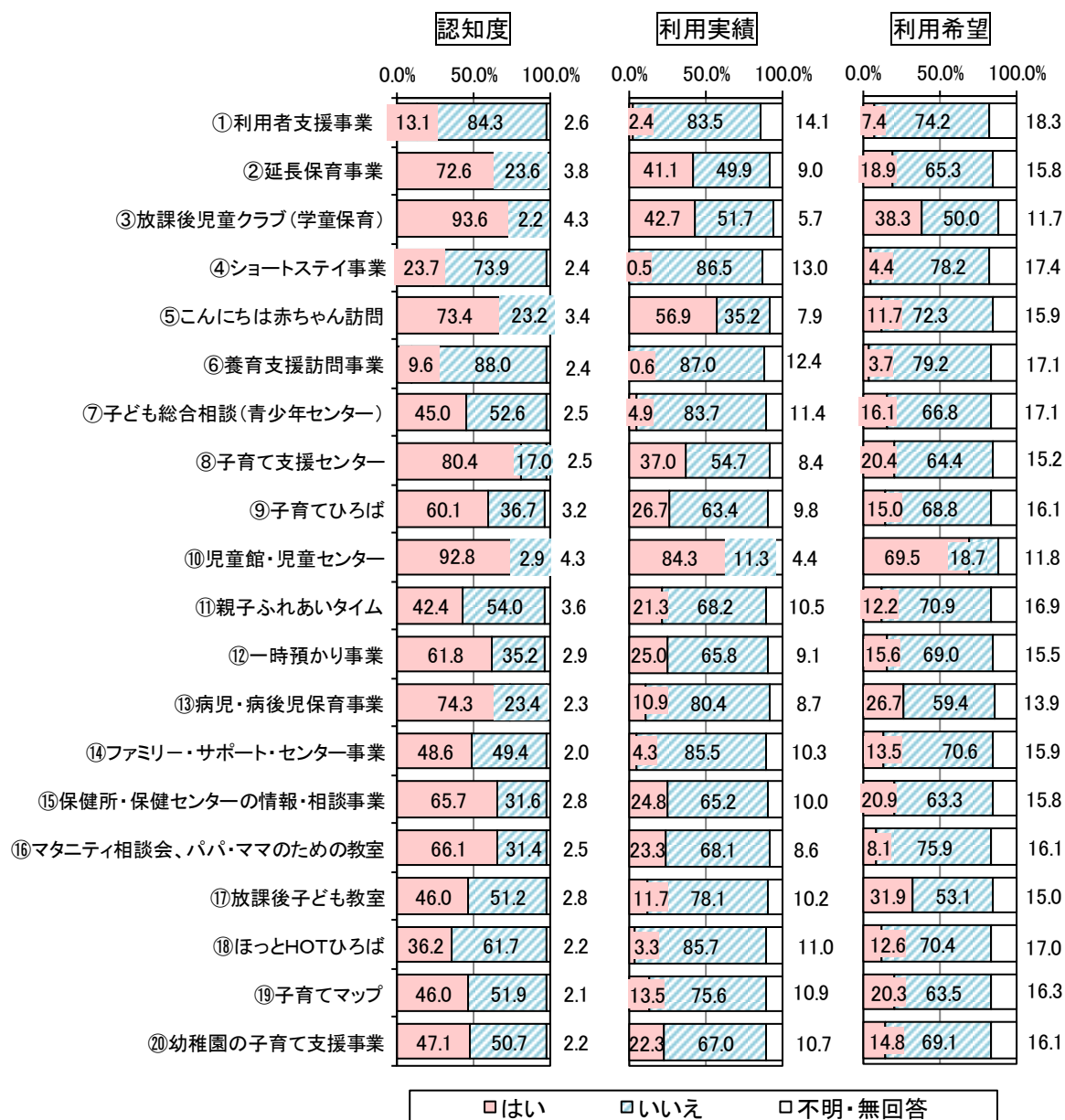


資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（平成30年9月調査）

本市の小学校児童の各種子育てサービスの認知度・利用実績・利用希望についてみると、就学前児童と同様にいずれも「児童館・児童センター」で『はい』の割合が高くなっています。

【小学校児童（N=1,575）】

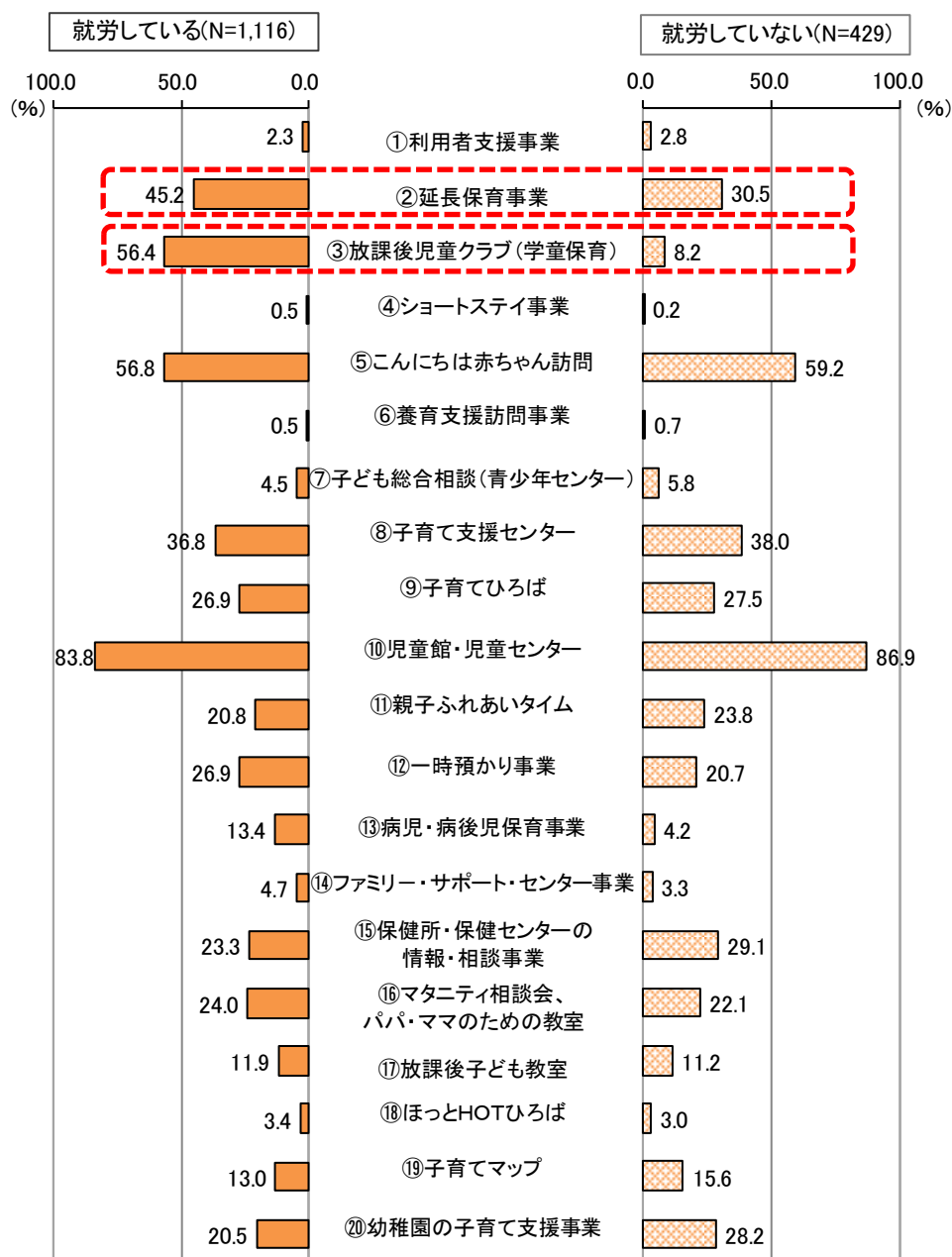
■各種子育てサービスの認知度・利用実績・利用希望（小学校児童）



資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（平成30年9月調査）

本市の小学校児童の各種子育てサービスの利用実績について、母親の就労状況別にみると、就労している母親は「延長保育事業」「放課後児童クラブ」で『はい』の割合が就労していない母親より高くなっています。

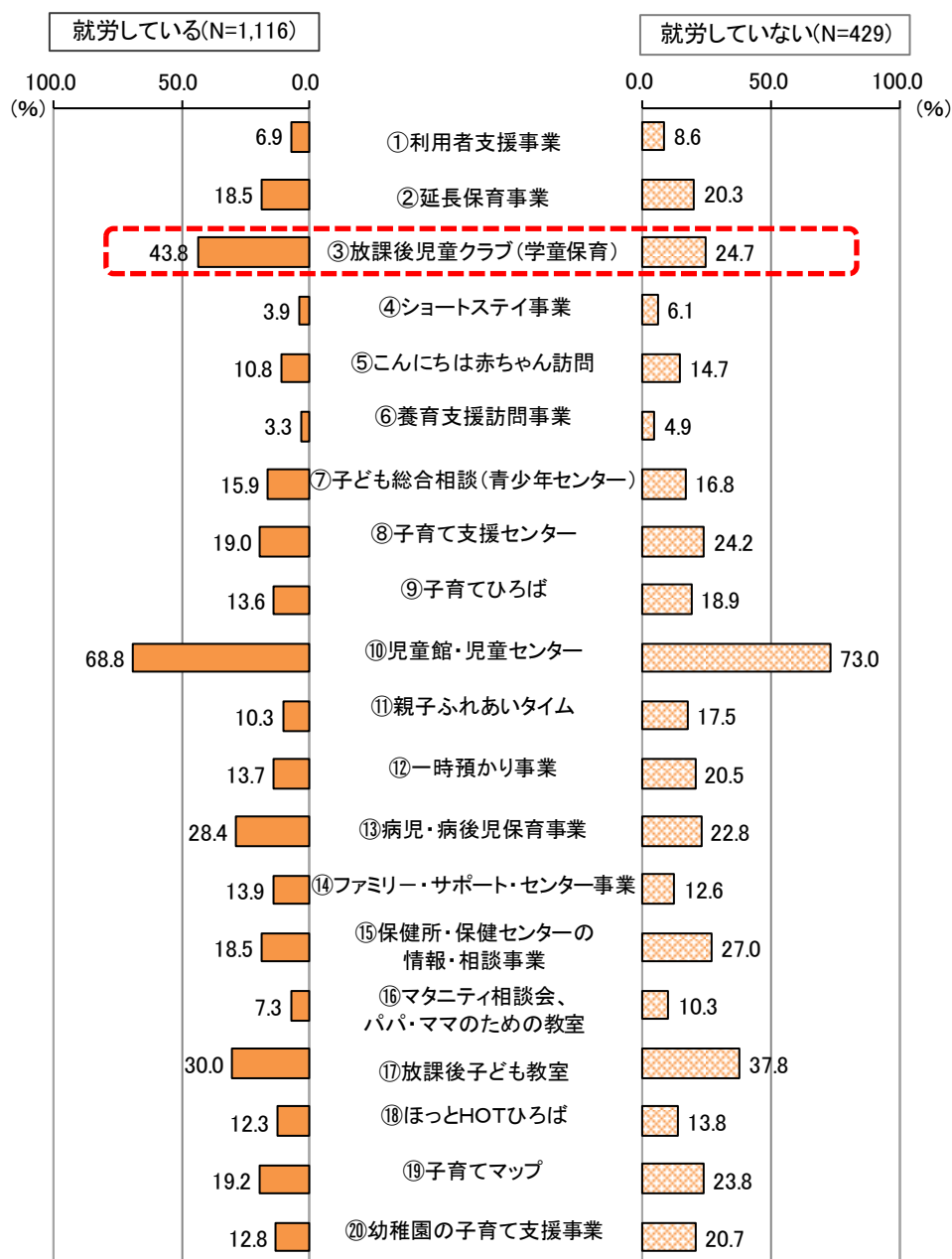
「利用実績」 母親の就労状況別の比較：「はい」の割合のみ（小学校児童）



資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（平成30年9月調査）

本市の小学校児童の各種子育てサービスの利用希望について、母親の就労状況別にみると、就労している母親は「放課後児童クラブ」で『はい』の割合が就労していない母親より高くなっています。

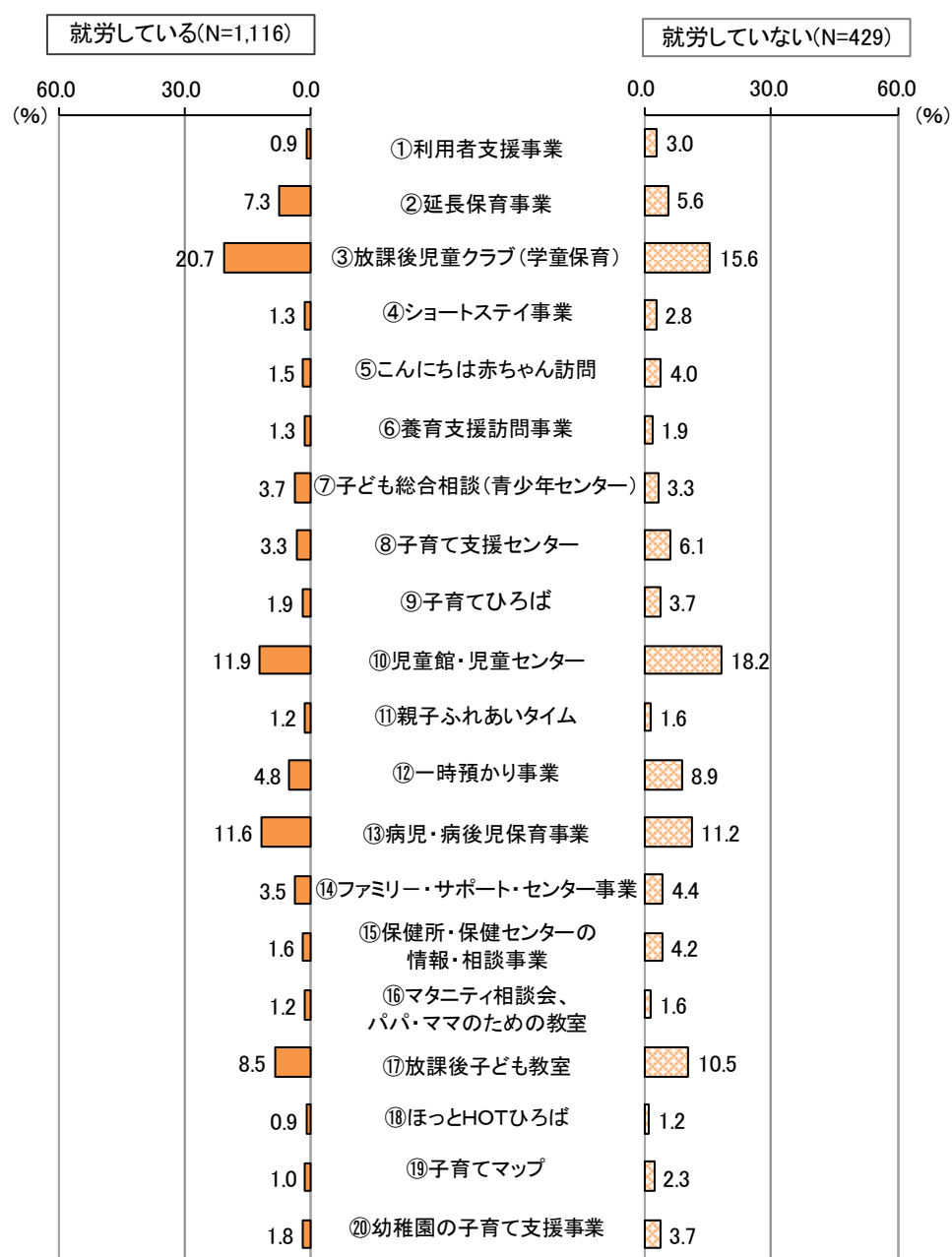
「利用希望」 母親の就労状況別の比較：「はい」の割合のみ（小学校児童）



資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（平成30年9月調査）

本市の行政に対して、重点的に取組を期待するものについて、母親の就労状況別にみると、全体的に大きな差はみられませんが、就労している母親は「放課後児童クラブ」、就労していない母親は「児童館・児童センター」で『はい』の割合が高くなっています。

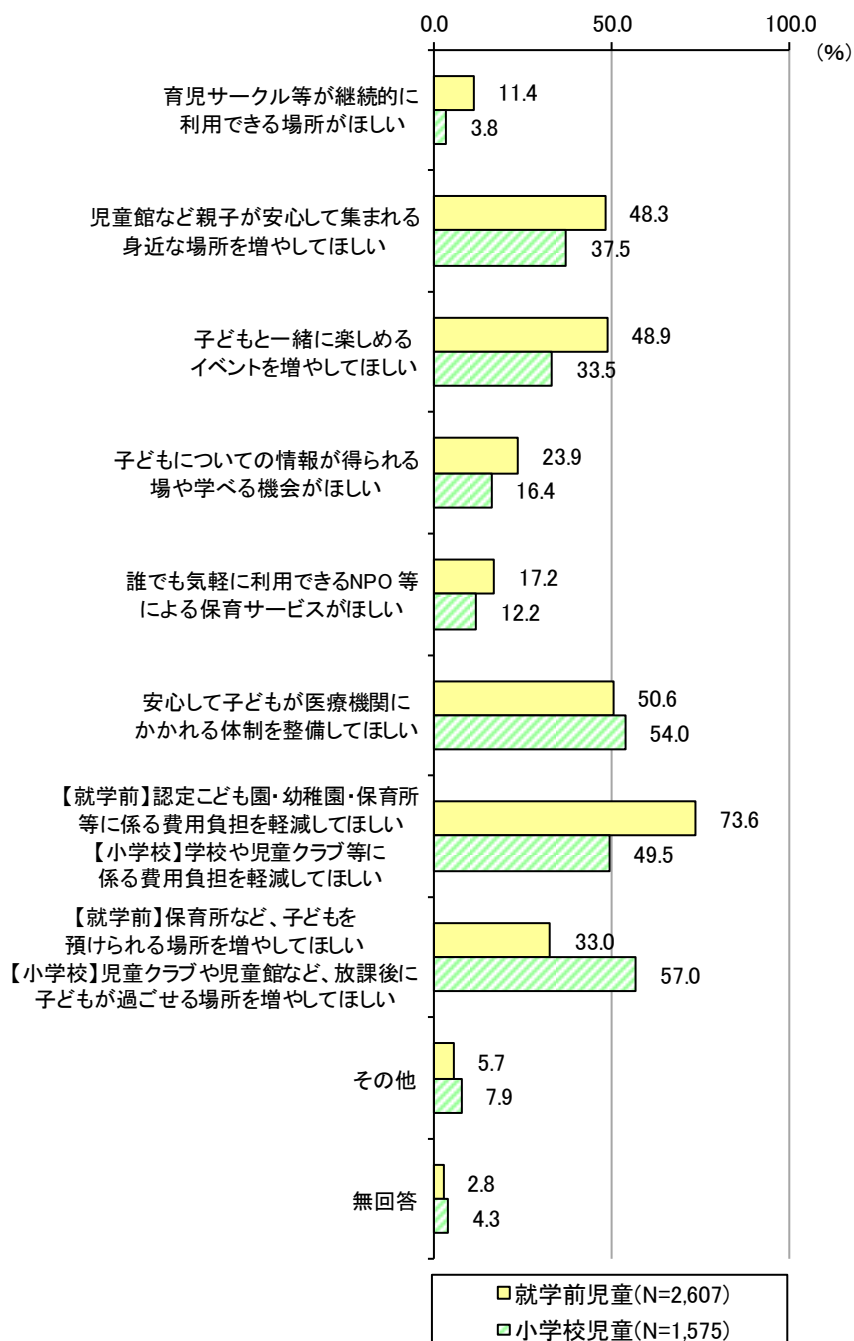
「行政に対して、重点的に取組を期待するもの」 母親の就労状況別の比較（小学校児童）



資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（平成30年9月調査）

(3)本市に対する支援の希望

子育てに関して、本市に対して、どのような子育ての支援の充実を図ってほしいかについてみると、就学前児童は「認定こども園・幼稚園・保育所等に係る費用負担を軽減してほしい」、小学校児童は「児童クラブや児童館など、放課後に子どもが過ごせる場所を増やしてほしい」が高くなっています。



資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（平成30年9月調査）

4 これまでの子ども・子育て支援の取組

『第1期松山市子ども・子育て支援事業計画』を振り返って

■ 第1期松山市子ども・子育て支援事業計画 平成30年度評価結果

松山市子ども・子育て会議

【評価基準】

- 5・・・計画に比して特に成果の顕著な事業
- 4・・・計画を上回る成果の認められる事業
- 3・・・計画どおりの成果が得られた事業（定型的な事業が執行された場合を含む）
- 2・・・計画を下回る成果しか認められない事業
- 1・・・計画に比して特に成果の得られなかった事業
- 0・・・計画されていたにもかかわらず、事業自体が未実施

No.	事業名	担当課	平成30年度 目標	平成30年度 実績	評価 点数
1	教育・保育の提供【市内全体】1号	保育・幼稚園課	10,420人	10,162人	3
	教育・保育の提供【市内全体】2号	保育・幼稚園課	4,334人	4,448人	3
	教育・保育の提供【市内全体】3号（0歳）	保育・幼稚園課	767人	818人	3
	教育・保育の提供【市内全体】3号（1，2歳）	保育・幼稚園課	2,973人	3,117人	3
2	利用者支援事業	保育・幼稚園課 子育て支援課 健康づくり推進課	5か所	8か所	4
3	延長保育事業	保育・幼稚園課	4,510人	3,637人	3
4	児童クラブ運営事業 （放課後児童健全育成事業）	子育て支援課	5,228人	5,344人	3
5	子育て短期支援事業	子育て支援課	775人日	425人日	2
6	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	健康づくり推進課	3,829人	3,677人	3
7	養育支援訪問事業その他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業	子ども総合相談 センター事務所	1,835人	2,246人	4
8	地域子育て支援拠点事業	保育・幼稚園課 子育て支援課 子ども総合相談 センター事務所	31か所 107,900人日	31か所 115,521人日	3
9	一時預かり事業	保育・幼稚園課	520,476人日	479,678人日	3
10	病児・病後児保育事業	保育・幼稚園課	7,800人日	5,372人日	3
11	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	11,171人日	8,092人日	2
12	妊婦一般健康診査事業	健康づくり推進課	4,315人日	3,737人日	2

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿

核家族化や就業する女性の増加、地域のつながりの希薄化などにより、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化し、その負担感が増えていることが懸念されています。また、少子化に伴い子ども同士のふれあいの機会も減少し、こうした環境の変化は、子どもの健やかな成長に大きな影響を与えると推測されます。

このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識のもとに、行政のみならず、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることが必要です。

本計画では、第1期計画でめざしてきた「社会全体で取り組む子育て支援」の方向性を継続し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めるとともに、事業の充実を図り、「すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち」をめざす姿に位置付けて、次の基本理念を定めます。

2 基本理念

1. 子どもの視点を尊重します

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

2. すべての子どもと子育て家庭を支援します

すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるように、教育・保育環境などの整備を図ります。また、子育てについて第一義的責任を有する保護者への支援を念頭に、これまでの子育てと仕事の両立支援のみでなく、家庭で子どもを見ている保護者を含めた、すべての子育て家庭への支援を行います。

3. 社会全体で子育てを支援します

第1期計画を継承し、子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるために、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などが連携して、社会全体で子育てを支援していきます。

3 基本方針

子ども・子育て支援の推進に当たっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働などの子どもと家庭に関わる分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の9つの基本方針を設定し、それらを9つの柱として総合的に施策を推進します。また、基本方針ごとに成果指標を設定し、達成状況の評価を行います。

(1) 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

少子高齢化や核家族化の進行などに加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることができる、認定こども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育などの地域型保育事業によって、質を確保した教育・保育環境を整えます。

成果指標	現状(平成 31 年度)	目標(令和 6 年度)
保育所待機児童数	33 人	0 人

(2) 地域での子育て支援の充実

従来の認定こども園・幼稚園・保育所などの施設だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てを行う保護者も利用できる「一時預かり」や、子育てに関する相談や子育て世代の親子が交流できる「地域子育て支援拠点」、その他「放課後児童クラブ」など、地域の様々な支援の充実を図り、地域の実情に応じた子育て支援を推進します。

成果指標	現状	目標(令和 6 年度)
児童クラブ待機児童数(公設)	139 人(平成 31 年度)	0 人
児童館来館者数	455,205 人(平成 30 年度)	461,194 人／年

(3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージでの、きめ細かな支援によって達成されます。

また、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。

成果指標	現状(平成 30 年度)	目標(令和 6 年度)
利用者支援事業(母子保健型)の相談件数	—	14,000 件／年
小児救急体制が確保されている時間割合	100%	100%

(4)子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て環境の整備

これからの社会を担う、人間性豊かな人材の育成が求められており、“生きる喜びが実感できる人づくり”のため、子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境及び保育環境の整備を推進します。また、家庭の教育力を高めるため、保護者として学習する機会の提供にも努めます。

成果指標	現状(平成 30 年度)	目標(令和 6 年度)
子育て支援施策の認知度	56%	65%
放課後子ども教室の開設数 希望児童の受入れ率	34 か所 100%	35 か所 100%

(5)子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物などの整備や防犯を考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会の中で、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を推進します。

成果指標	現状	目標(令和 6 年度)
市営住宅への子育て世帯 優先入居世帯数	—	50 世帯／年
MACネットCSC 安心安全情報登録件数	62,977 件 (平成 31 年 4 月末)	65,500 件

(6)職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進

「ニッポン一億総活躍プラン」や幼児教育・保育の無償化により、女性の社会進出が一層進むことが予測されるとともに、人々の働き方も多様化していることから、男女が協力して働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図ります。また、企業に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できるような制度整備について、啓発や情報提供を積極的に推進します。

成果指標	現状	目標(令和 6 年度)
市内中小企業の従事者向け研修等の参加人数	—	2,000 人 (令和 2 年度～6 年度累計)
男女共同参画に関する講座数	77 回(平成 30 年度)	88 回／年

(7)子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪及び災害などの被害から守り、安全を確保するためには、警察をはじめとする関係機関・団体や地域が一体となって協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。

地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動とともに、災害発生時などの緊急時にも対応できる取組を推進します。

成果指標	現状(平成 30 年度)	目標(令和 6 年度)
防災士数	5,273 人	7,700 人
安全安心指導者学校派遣 各種教室参加人数	9,371 人／年	11,000 人／年

(8)専門的な知識及び技術を要する支援の推進

児童虐待の発生予防、被虐待児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、関係課だけでなく、児童相談所や警察等の関係機関との連携の強化などを図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど、子育ての悩みや経済的な負担感がみられることから、子育てに関する相談体制の充実を図ります。

さらに、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に成長し、教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備などを図ります。

これらの特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭への、きめ細かな取組を推進します。

成果指標	現状(平成 30 年度)	目標(令和 6 年度)
子ども総合相談 認知度	40%	50%
障がい児通所支援の利用率	91.9%	100%

(9)子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療など多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より経済支援を必要としています。

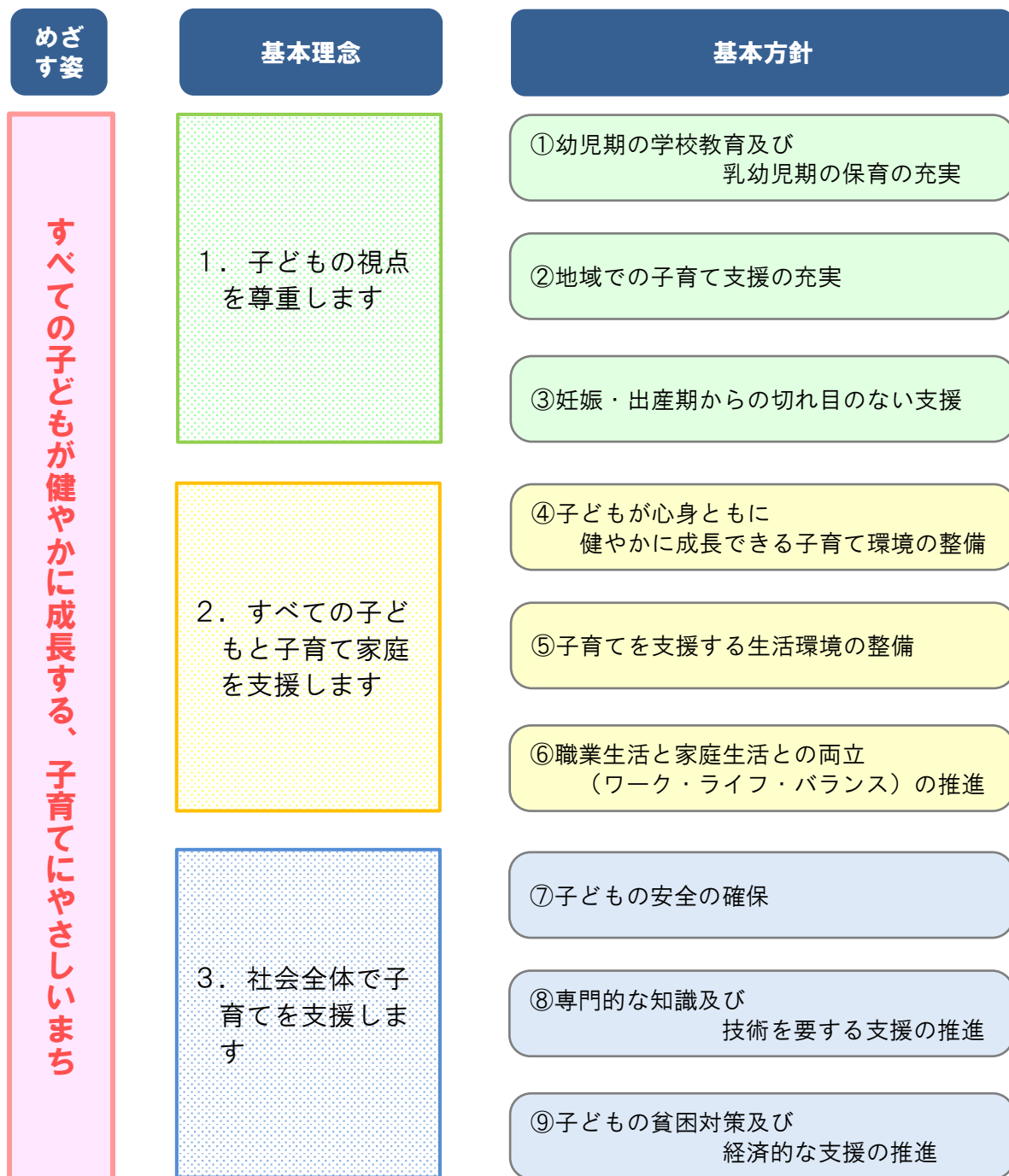
また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないように、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

このような状況を受けて、子どもの現在及び将来が家庭の経済的事情などによって、子ども自身の力で克服することが困難な状況にならないよう、子育て家庭への経済的な支援や、子どもの貧困対策を推進していきます。

成果指標	現状(平成 30 年度)	目標(令和 6 年度)
愛顔っ子応援券(おむつ券)の 交付件数	2,229 件／年	2,229 件／年
土曜塾参加者の進学率	100%	100%

第4章 施策の展開

1 施策体系



2 基本方針に係る推進施策と取組・事業

基本方針 1 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

◆◆推進施策◆◆

【1-1】幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた、幼児教育及び保育の環境を整えます。

■施設型保育給付

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
認定こども園	保育・幼稚園課	就学前の子どもに関する教育・保育や地域での子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置が推進されるよう支援します。また、ニーズに応じた利用定員を確保し、施設運営に係る所定の費用を給付します。	0歳～小学校就学前
幼稚園	保育・幼稚園課	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。また、新制度に移行した幼稚園の施設運営に係る所定の費用を給付します。	満3歳～小学校就学前
保育所	保育・幼稚園課	保育を必要とする子どもの受入れを行い、日々の保育を実施します。また、ニーズに応じた利用定員を確保し、施設運営に係る所定の費用を給付します。	0歳～小学校就学前

■地域型保育給付

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
家庭的保育事業	保育・幼稚園課	家庭的保育者が、居宅等の様々なスペースで、家庭的な雰囲気のもと、少人数(5人以下)の保育を必要とする乳幼児(原則として3歳未満児)を対象に、保育を実施します。また、ニーズに応じた利用定員を確保し、運営に係る所定の費用を給付します。	原則として 0歳～満3歳未満
小規模保育事業	保育・幼稚園課	定員6人以上 20 人未満の比較的小規模で、保育を必要とする乳幼児(原則として3歳未満児)を対象に、保育を実施します。また、ニーズに応じた利用定員を確保し、運営に係る所定の費用を給付します。	原則として 0歳～満3歳未満
居宅訪問型保育事業	保育・幼稚園課	障がいや疾病等により集団保育が難しい、保育を必要とする乳幼児(原則として3歳未満児)の居宅にて、1対1で保育を実施します。また、ニーズに応じた利用定員を確保し、運営に係る所定の費用を給付します。	原則として 0歳～満3歳未満

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
事業所内保育事業	保育・幼稚園課	企業などが、主に従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設で、従業員の子どもや地域の子どものうち、保育を必要とする乳幼児（原則として3歳未満児）を保育します。また、ニーズに応じた利用定員を確保し、運営に係る所定の費用を給付します。	原則として 0歳～満3歳未満

基本方針 2 地域での子育て支援の充実

◆◆推進施策◆◆

【2-1】地域での子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行うため、地域での様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援事業に関する情報提供等を推進します。

■地域子ども・子育て支援事業

(子ども・子育て支援法の規定に基づき、地域の実情に応じて実施する 13 事業)

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
利用者支援事業	保育・幼稚園課 健康づくり推進課 子育て支援課	認定こども園・幼稚園・保育所などの教育・保育施設や、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業等について、保護者がニーズに応じたサービスを利用できるように相談を受けるほか、子育てに関する情報提供を行います。また、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	妊娠期～小学校就学前
一時預かり事業	保育・幼稚園課	主に認定こども園や保育所等で、保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の一時預かり保育を行います。また、主に認定こども園や幼稚園で、教育時間終了後の在園児の預かり保育を行います。	0歳～小学校就学前
延長保育事業	保育・幼稚園課	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。	0歳～小学校就学前
病児・病後児保育事業	保育・幼稚園課	仕事等の理由で、保護者が病気中の子ども(小学6年生まで)を家庭で保育できない場合に、市が委託した施設(医療機関)で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	0歳～小学生
地域子育て支援拠点事業	保育・幼稚園課 子育て支援課 子ども総合相談センター事務所	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。	0歳～小学校就学前の子どもとその保護者
児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)	子育て支援課	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。入会児童の増加に対応するため、専用施設の増設などを行い、量と質の向上に取り組めます。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組めます。	小学生

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子育て短期支援事業	子育て支援課	保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の保護を行います。今後も子育て情報サイト等で周知に努め、利用を促進します。	18歳未満の児童 緊急一時保護の母子
養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	子ども総合相談センター事務所	若年妊婦、未健診妊婦のほか、育児ストレス、産後に不安感や孤立感を抱えるなど、様々な理由で養育支援が必要な家庭を早期に発見し、養育に関する指導・助言等を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。 また、松山市要保護児童対策地域協議会では、学校や保育所、医療機関など様々な関係機関や団体と連携して、多様化、複雑化する子どもや家庭の問題に適切に対応します。	0歳～18歳
妊婦一般健康診査事業	健康づくり推進課	妊婦一般健康診査（一部公費負担）を行い、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。母子健康手帳交付時に、保健師が全妊婦と面談し、受診勧奨を行います。	妊婦
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	健康づくり推進課	生後4か月未満の乳児のいる家庭を保健師又は訪問員（母子保健推進員等）が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には継続して支援が届けられるよう、訪問員のスキルアップに努め、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	生後4か月未満の乳児のいる家庭
ファミリー・サポート・センター事業（育児）	子育て支援課	子育てに関し、「援助を受けたい方（依頼会員）」と「援助を行いたい方（提供会員）」両者のあつ旋等を行います。利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員数のバランスを保ちます。また、より安全な援助活動を行うための講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図ります。	生後6か月の乳児～小学生
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育・幼稚園課	新制度の給付を受ける、認定こども園、幼稚園、保育所などを利用している生活保護世帯等の子どもに対し、教材費や行事費などの実費負担分を補助します。また、新制度の給付を受けない幼稚園（私学助成幼稚園）を利用する生活保護世帯等の子どもに対し、給食費の実費負担分を補助します。	0歳～小学校就学前

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	保育・幼稚園課	地域ニーズに即した保育等の事業を充実させるため、新たに新制度の給付を受ける新規参入事業者への巡回支援を行います。また、障がい児保育事業や私学助成での支援の対象外である私立認定こども園の認可外機能部分で、特別な支援が必要な子どもを受け入れている施設に対し、加配職員に係る費用の一部を支援します。	保育等事業への新規参入者、特別な支援が必要な子どもを受け入れている一部の認定こども園

■地域子ども・子育て支援事業以外の事業

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子ども総合相談	子ども総合相談センター事務所	子どもに関する総合相談窓口の「松山市子ども総合相談」では、子育て、虐待、不登校、いじめ、問題行動などの子どもに関する様々な悩みや不安を1か所で総合的に相談することができます。今後も相談体制の充実や職員の相談援助技術の向上を図り、迅速かつ的確な対応に努めます。	0歳～18歳
子育て支援サービス利用料の助成	子育て支援課	ファミリー・サポート・センターやシルバー人材センターが実施する保育所や児童クラブの送迎、預かりなどの子育て支援サービス利用料を助成します。また、ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）を対象に助成額を増額します。	ファミサポ：生後6か月～小学生までの子どもの保護者 シルバー人材：1歳～小学生までの子どもの保護者
子育て情報の周知	子育て支援課	子育て情報を冊子、ウェブサイト、転入者向けパンフレット等様々な方法で周知します。分かりやすい情報の周知に努めます。	概ね20歳までの子どもと子育て家庭
家庭・子育て相談室	子育て支援課	家庭での児童の健全育成の指導（家庭児童相談及び父子相談）、婦人の保護更生指導（婦人相談）、母子家庭・寡婦の身上相談や自立に必要な指導・助言（母子相談）を行います。	ひとり親世帯や寡婦、全年齢の女性
子育てサロンの運営	地域学習振興課	子育て中の親子が公民館や分館に集い、気軽に会話や情報交換をすることで、精神的な安定感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する子育てサロンを運営します。	0歳～小学校就学前

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子育て応援券交付事業	子育て支援課	愛媛県、市町及び県内紙おむつ生産企業との官民協働により、第2子以降の出生時に紙おむつ購入に係る経済的支援を行うため、子育て応援券(1,000 円×50 枚綴り)を交付します。 子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ることで、子育てしやすい環境を整えるとともに、出生率の向上につなげます。	第2子以降の満 1 歳未満の子どもの保護者
商店街保育事業	保育・幼稚園課	松山市まちなか子育て・市民交流センター(てくるん)内の保育室にて、小規模保育事業を実施することで、利用ニーズの高い3歳未満児の保育定員を確保します。また、日曜日・祝日に一時的に児童を預かる託児事業や、毎週指定日に子育て相談事業を行います。 待機児童の解消につなげていくとともに、商店街を利用する子ども連れ世帯の利便性の向上に努めます。	(小規模保育事業) 原則として 0歳～満3歳未満 (託児事業) 6か月～小学校就学前

【2-2】保育サービスの充実

施設型保育給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業以外にも、多様なニーズに応じた、利用しやすい休日保育、夜間保育等の様々な保育サービスの充実を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
休日保育事業	保育・幼稚園課	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、日曜日・祝日に保育を行います。地域のニーズを踏まえ、必要に応じて実施施設の拡大を検討します。	0歳～小学校就学前
夜間保育事業	保育・幼稚園課	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、夜間の保育を行います。地域のニーズを踏まえ、必要に応じて実施施設の拡大を検討します。	0歳～小学校就学前
保育教諭及び保育士の研修事業	保育・幼稚園課	幼保連携型認定こども園や保育所等で就労する保育教諭や、保育士などの資質向上を図るため、研修会を開催します。今後も、質の高い保育を確保できるように、様々な内容の研修を実施していきます。	市内の保育教諭、保育士
一時預かり事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-1】参照	0歳～小学校就学前
公立保育所の民間委託	保育・幼稚園課	民間の力を活用することにより、多様な利用者ニーズに応えるとともに、今後も充実した保育を提供します。	0歳～小学校就学前
地域保育所(認可外保育施設)施設運営補助事業	保育・幼稚園課	保育所等の補完的な役割を担う地域保育所(認可外保育施設)へ補助を行い、保育の質の維持向上や、入所児童の健康・福祉の向上に努めるとともに、一定の基準を満たした施設を「認証保育所」として、補助に加算を設け、さらなる保育水準の向上に努めます。	地域保育所運営事業者
事業所内保育施設の設置推進	保育・幼稚園課	愛媛労働局の助成を受けて、事業所内保育施設を設置・運営する事業所に対し、運営費の補助を行います。	事業所内保育施設設置者
保育園庭芝生化事業	保育・幼稚園課	保護者・子ども・地域で協働する中で、公立保育所の園庭に芝生を植栽して、地域でのよりよい子育て環境を整えるとともに、子どもの豊かな感性の醸成とコミュニケーション能力の向上を図ります。	0歳～小学校就学前
幼稚園長時間預かり保育支援事業	保育・幼稚園課	認定こども園への移行を目指し、幼稚園の長期休業日を含め、1日9時間以上開所して、預かり保育を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用の一部等を補助します。 幼稚園での預かり保育の充実と認定こども園への移行を推進して、待機児童解消に努めます。	幼稚園長時間預かり保育実施幼稚園

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
保育士等確保支援事業	保育・幼稚園課	保育士養成校で保育士資格を取得する際の費用の一部を補助します。 また、新任保育士への職場定着研修や保育士養成校の学生等への出前講座を行います。 ほかにも、保育所等に対して、清掃など保育の周辺業務を行う職員を雇用する費用の一部を補助します。 今後も本事業を継続することで、保育士を確保し、質の高い保育を実施します。	保育士、保育士を目指す者、認定こども園、保育所等の施設
待機児童対策・保育の質向上事業	保育・幼稚園課	待機児童に占める割合が高い1、2歳児について、基準を満たした上で、定員を超えて受け入れる場合や、育児休業に係る入所予約制を導入した場合に施設への支援を行うほか、配置基準以上の保育士などを配置している施設へも支援を行います。	認定こども園、保育所、地域型保育事業実施施設
産休等代替職員費補助事業	保育・幼稚園課	認定こども園、保育所の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたる休暇を必要とする場合、代替職員を臨時的に任用した際の費用の一部を補助します。	認定こども園(幼保連携型、保育所型)、保育所
公立保育所整備事業	保育・幼稚園課	老朽化が進む公立保育所及び認定こども園を改修し、子どもの安全・安心な保育環境の維持及び改善を図ります。 公立保育所及び認定こども園の現状に即した改修内容や優先度を検討し、改修計画を作成して、計画的に改修を行います。	公立保育所、認定こども園

【2-3】児童の健全育成

地域で児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりや、青少年の健全育成に向けた地域社会全体での取組を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
児童遊園地・公園整備事業	子育て支援課 公園緑地課	地域の安全な遊び場を確保するため、児童遊園地及び公園を設置しています。定期的に遊具等の安全点検を実施します。	児童遊園地：概ね小学校低学年まで 都市公園：全年齢
児童館等管理運営事業	子育て支援課	児童館及び児童センターを市内8か所に設置しています。各施設で引き続き各種事業を実施し、地域の児童の健全育成を図ります。	0歳～18歳
育児相談事業	保育・幼稚園課 子ども総合相談センター事務所	認定こども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設や、地域子育て支援センターでは、専門性を有する職員等の相談事業を実施し、子育ての不安感などを緩和して、子どもの健やかな育ちを引き続き支援します。	0歳～18歳
親子ふれあい事業	教育支援センター事務所	親子で様々な体験・学習活動等を行うイベントを開催します。親子のふれあい・参加者の交流を深めながら、家庭教育や生涯学習について考える機会を持ち、異年齢交流やボランティアの意識の向上を図ります。	小・中学生とその保護者
公民館元気活力支援事業	地域学習振興課	青少年を対象とした学習機会の提供や子どもを持つ親を対象とした学びの場を提供するとともに、公民館活動の紹介や地域情報を発信することにより、地域に密着した円滑な公民館運営を行い、元気で活力に満ちた人づくり・地域づくりを推進します。	全年齢
野外活動センター運営事業	スポーツイングシティ推進課	青少年の健全育成を図るため、野外活動センターの自然や施設を生かし、指定管理者である(公財)松山市文化・スポーツ振興財団が季節に応じた様々な野外活動を体験する機会を提供します。	全年齢
放課後子ども教室運営事業	地域学習振興課	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組み、令和5年度末までに、児童クラブ実施校区の半数程度で一体型の放課後子ども教室の整備を目指します。	小学生

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子ども育成事務事業（子ども育成条例関係）	教育支援センター事務所	子どもを育成するための施策を総合的に推進するため、まつやま子ども育成会議を運営します。また、子ども育成条例やまつやま子どもの日の趣旨等の普及を図るため、まつやま子どもの日及びまつやま子ども週間には、事前に市ホームページやPTAを通じてイベント情報を発信し、周知・啓発に取り組み、各種事業を実施します。	全年齢
青少年センター管理運営事業	教育支援センター事務所	施設を利用する個人及び団体が、年間を通じて利用できる環境整備、受付等の管理運営業務を実施しています。青少年の交友と研さんの「場」と「機会」を提供し、社会性豊かな青少年の健全育成を図ります。	小学生を除く12歳以上35歳未満
不登校対策総合推進事業	教育支援センター事務所	訪問交流型不登校対策、パソコンを使った学校復帰支援、適応指導教室の運営などにより、不登校児童生徒への学校復帰や社会的自立に向けた様々な支援を行います。	18歳未満
問題行動等対策事業	教育支援センター事務所	児童生徒の問題行動等について、教師や関係機関との連携を図りながら、児童生徒やその保護者との関わり、生徒指導面等への支援や自立支援教室の運営を行います。	18歳未満
おはなし会事業	中央図書館事務所	乳幼児・児童を対象としたおはなし会を市立図書館各館で実施するとともに、市立幼稚園や、移動図書館の機動性を活用した出前講座でも開催するなど、様々な機会を捉えて、読み聞かせによる子育て支援の充実に努めます。また、おはなしボランティア養成講座などを定期的に開催し、ボランティアの育成や普及に努めます。	全年齢
幼年少年消防クラブ育成事務	消防局地域消防推進課	幼年消防クラブ加入園及び少年消防クラブ加入校を対象に、「一日消防学校」や「みんなの消防フェスタ」への参加等を通じて防火・防災についての学習を実施します。今後も児童の防火・防災意識の啓発に努めます。	小学生以下
児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業） 【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	小学生

【2-4】公共施設等の活用や世代間交流の促進

公共施設や商店街の空き店舗等の活用や、地域の高齢者等の参画による世代間交流の促進を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
いきがい交流センターしみず管理運営事業	高齢福祉課	小学校の余裕教室を活用し、高齢者の生きがいづくりの場として「地域交流事業」などを実施し、高齢者と児童の交流を行っています。また、「ふれあい教室」などを開催し、地域福祉の拠点として福祉・学習コミュニティの形成と融合を図ります。	主に小学生
親子ふれあいコミュニティ広場事業	保育・幼稚園課	教育時間終了後や長期休業中に市立幼稚園の園庭を開放し、在園児親子や地域の未就園児親子が楽しく過ごす時間と場所を提供し、芝生園庭の有効活用に努めます。保護者・子ども・教師が、ともにいろいろな遊びを楽しんだり、子育て相談をしたりする中で、子どもの成長を感じ、育児への意欲を喚起するとともに、育児不安の解消、保護者同士のつながりを広げる機会としていきます。また、私立幼稚園の同種事業の周知にも努めます。	0歳～小学校就学前の子どもとその保護者
地域活動クラブ事業	子育て支援課	みらいクラブ(レクリエーションやボランティア活動を通じて地域の子育て応援団として活動している団体)を支援することにより、地域に根ざした子育て支援活動を推進します。	概ね小学生以下の子どもとその保護者
児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業) 【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照 各小学校単位の児童クラブ運営委員会が、地域の特色を生かして高齢者との交流を図るなどして、子どもの健全育成に取り組みます。	小学生
商店街保育事業 【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-1】参照	(小規模保育事業) 原則として 0歳～満3歳未満 (託児事業) 6か月～小学校就学前
放課後子ども教室運営事業【再掲】	地域学習振興課	推進施策【2-3】参照	小学生

基本方針 3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

◆◆推進施策◆◆

【3-1】子どもや母親の健康の確保

妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健での健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
1歳6か月児健診	健康づくり推進課	1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に集団健診及び内科診療を行い、幼児の健康の保持推進を図ります。今後も、個別通知や広報掲載等により受診勧奨を行い受診率の向上に努めます。	1歳6か月～2歳未満
3歳児健診	健康づくり推進課	3歳～4歳未満の幼児を対象に問診、身体計測、診察、歯科健診、育児相談等を行い、幼児の健康の保持推進を図ります。今後も、個別通知や広報掲載等により受診勧奨を行い受診率の向上に努めます。	3歳～4歳未満
パパ・ママのための教室	健康づくり推進課	妊娠6～9か月の初妊婦とその夫及び妊娠・出産に不安がある妊婦とその夫を対象に沐浴等の実習を行い、夫婦で育児の実技を習得するとともに、講話を通して親としての心構え等を学ぶなど、親になる準備ができるよう支援します。 妊娠届出時に保健師が全妊婦と面談し、周知します。 夜間や休日に実施し、夫が参加しやすい環境づくりに努めます。	妊娠6～9か月の初妊婦とその夫 妊娠・出産に不安がある妊婦とその夫
マタニティ相談会	健康づくり推進課	妊娠5～9か月の初妊婦及び妊娠・出産に不安がある妊婦を対象に、講話や実技を通して、産前・産後の準備や育児技術の取得と同時に、専門職の相談を行います。 専門職の相談と、妊婦間の意見交換も行い、妊婦の孤立感の解消に努めます。	妊娠5～9か月の初妊婦 妊娠・出産に不安がある妊婦
妊婦一般健康診査事業【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【2-1】参照	妊婦
新生児聴覚検査	健康づくり推進課	母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査受診票(一部公費負担)を交付し、出生後、産科医療機関等で検査を実施し、先天性聴覚障がい等の早期発見・早期支援に努めます。	1か月未満の新生児
乳児一般健康診査	健康づくり推進課	3～4か月の乳児及び9～10か月の乳児を対象に、出生届の受付時に乳児一般健康診査受診票を交付し、医療機関で個別健康診査を行い、乳児の健康の保持増進と保護者の育児不安の軽減に努めます。今後も継続して受診勧奨を行います。	3～4か月及び 9～10か月の乳児

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【2-1】参照	生後4か月未満の乳児のいる家庭
予防接種	保健予防課	予防接種法で定められた各予防接種を啓発や実施することにより、疾病の発生・まん延を予防し、子どもたちの健康の保持増進を図ります。	生後2～90 か月 （ワクチンにより異なる）
乳幼児を持つ親のための救急講習	消防局警防課	乳幼児を持つ保護者を対象に、心肺蘇生法、応急手当、AEDの取扱い、救急車の適正利用等を中心とする講習を行います。今後も乳幼児の救命手当等の普及啓発に努めます。	乳幼児の保護者
パパ・ママ救命講習	消防局警防課 健康づくり推進課	妊産婦の夫婦対象に、保健師による新生児・乳児の身体的特徴についての講義と救急隊員等による心肺蘇生法、AEDの取扱い、気道異物除去等を内容とする講習を行います。	妊産婦とその夫
不妊治療費助成事業	健康づくり推進課	特定不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、指定医療機関での治療に要した費用の全部又は一部を助成します。	該当要件に合致した夫婦
5歳児相談	健康づくり推進課	発達上の課題や社会性の問題がある幼児（年中児）とその保護者に対して、個別相談を実施することにより、保護者の育児不安の軽減を図ります。また、相談や助言の内容が園での生活に生かせるよう、情報の共有に努め、児の健やかな成長発達を促します。家庭や園で、児の特性に応じた関わりができ、発達がより促され安心して就学が迎えられるよう保育・教育などの関係部署と連携を図ります。	発達上の課題や社会性の問題がある幼児（年中児）とその保護者
モグモグ相談	健康づくり推進課	乳幼児の成長に応じた離乳食や幼児食について、栄養士が相談支援を行うことにより、保護者の育児不安を軽減し、乳幼児の健やかな発育を促すよう支援します。0歳から概ね6歳の乳幼児を対象に、すすく・サポート等で実施します。個々に状況を確認しながら助言を行い、育児不安の解消に努めます。	0歳～概ね6歳の乳幼児
すすく相談	健康づくり推進課	乳幼児の健康状態を観察し、保健師による相談指導を行うことにより、保護者の育児不安の軽減に努め、乳幼児の健やかな発育・発達を促すよう支援します。0歳から概ね6歳の乳幼児を対象に、すすく・サポート5か所で、開所日は毎日実施し、相談しやすい体制づくりに努めます。	0歳～概ね6歳の乳幼児

【3-2】「食育」の推進

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
在園児・保護者に対する食育事業	保育・幼稚園課	認定こども園、幼稚園、保育所で「食育計画」を作成し、給食会議の実施、野菜や果物の栽培・収穫体験、親子クッキング、食育に関する保育参観、アレルギー食等に関する個別相談を実施します。また、調理体験、地域の高齢者等との交流等を行うとともに、「松山市食育推進計画」に基づき関係機関と連携を図りながら食育を推進します。	0歳～小学校就学前
地域の子育て家庭に対する食育事業	保育・幼稚園課	「松山市食育推進計画」に基づき、地域子育て支援センターや地域等の関係機関が連携し、子育て家庭等を対象に、食に関する講習会、離乳食等食に関する情報発信、個別の栄養相談を実施します。	0歳～小学校就学前の 子どもの保護者
市民食育講座	健康づくり推進課	各地域で、幅広い世代を対象に、栄養士や食生活改善推進員による講習と調理実習を行います。正しい食事のあり方、知識の普及、郷土料理の伝承等栄養の情報を発信し、健康づくりを支援します。	全年齢
栄養相談	健康づくり推進課	管理栄養士等が食べ物・栄養に関する相談や食事指導等を行います。離乳等の食事に関する個別指導も行っています。乳幼児期から思春期を通じて発達段階に応じた具体的な指導を行い、栄養・食生活等の情報提供なども実施していきます。	全年齢
子どもの食物アレルギー講座	健康づくり推進課	子どもの食物アレルギーについて、正しい情報や知識を提供し、不安や悩みが軽減できるよう支援します。	全年齢
離乳食講座	健康づくり推進課	赤ちゃんの初めての食事である離乳食について、講話・試食・座談会等を通じ、子どもの成長に伴った進め方を知ることができる講座を実施します。	妊婦～生後7か月児 未満の保護者
学校給食での食育推進事業	保健体育課	「よりよい学校給食推進実施計画」に基づき、食育の推進に努めます。また、栄養教諭等を中心として、学校現場での食育推進体制の充実を図ります。	市立幼稚園児、小・中学生
モグモグ相談【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【3-1】参照	0歳～概ね6歳の乳幼児

【3-3】思春期保健対策の充実

性に関する健全な意識の涵養^{かん}や、タバコやアルコール、薬物、思春期の心の問題に係る教育及び相談事業の充実等を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
思春期健康教育	健康づくり推進課 保健予防課 医事業事課	思春期の児童生徒の身体・心の変化や性感染症等について伝えるとともに、妊婦体験や子育て体験を行う機会の提供及びタバコやアルコール、薬物に関する情報の提供やこれらに関する相談事業を実施します。また、思春期に関わる児童生徒・教職員や保護者に対して講演会等を開催します。	思春期の児童生徒及び保護者等

【3-4】小児救急医療の充実

乳幼児から小児等の急な発病に対応できるよう、小児救急医療について、関係機関と連携を図り体制の維持に努めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
小児の一次救急医療の確保	医事業事課	松山圏域の開業医・勤務医の協力を得て、21時から翌朝8時までの間、松山市急患医療センターに小児科医を配置し、夜間の小児救急医療を確保するとともに、休日については松山市医師会が運営する休日診療所に対して支援を行うことで休日の救急医療を確保しています。	0歳～中学生
小児救急医療体制の整備	医事業事課	松山圏域3市3町（松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町）が運営に関して応分の負担を行い、小児の急病患者へ応急処置を行う一次救急医療（松山市急患医療センター・松山市医師会休日診療所等）と、入院・手術等が必要な重症患者に対応する小児二次救急医療を整備し、連携を図り、症状に応じた救急医療の確保を行っています。なお、直接生命に関わる重篤な救急患者を収容・加療する三次救急医療には、県立中央病院救命救急センターが対応します。	0歳～中学生
小児救急医療の正しい利用に向けた啓発事業	医事業事課	幼稚園や保育所等で、乳幼児を持つ保護者を対象とする「小児救急医療啓発出前講座」を実施し、小児救急医療体制の現状や、救急医療機関の上手な利用方法、自宅で行うことができる応急的な処置について説明等を行い、「救急医療機関の正しい利用の仕方」について啓発を行い意識の向上を図ります。	乳幼児の保護者
消防救急体制の充実	消防局警防課	すべての消防署・支署・出張所の救急車、救急車搭載型消防救急艇等の適正な運用により消防救急体制の充実を図ります。	全年齢

基本方針 4 子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て環境の整備

◆◆推進施策◆◆

【4-1】次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野で連携を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
男女共同参画の推進	市民参画まちづくり課	男女共同参画の視点から、家事や育児・介護・働き方、防災など幅広い分野にわたるテーマを設定した講座やイベントを開催することで、互いに認め合い尊重し合って自分らしく生活できるような環境づくりについて、普及啓発に努めます。	全年齢
子育て支援施策の周知	子育て支援課	企業や団体に対し、子育て施策や各種相談窓口について周知します。また、事例や利用者の声などを掲載し、利用しやすい情報発信に努めます。	企業・各種団体等
親子ふれあい事業【再掲】	教育支援センター事務所	推進施策【2-3】参照	小・中学生とその保護者
親子ふれあいコミュニティ広場事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-4】参照	0歳～小学校就学前の子どもとその保護者
パパ・ママのための教室【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【3-1】参照	妊娠6～9か月の初妊婦とその夫 妊娠・出産に不安がある妊婦とその夫
マタニティ相談会【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【3-1】参照	妊娠5～9か月の初妊婦 妊娠・出産に不安がある妊婦

【4-2】子どもの生きる力の育成に向けた子育て環境等の整備

すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境及び保育環境等の整備を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
学習アシスタント活用支援事業	学校教育課	学習アシスタントを各小中学校が主体的に活用することにより、児童生徒の基礎・基本と確かな学力の定着を図ります。	小・中学生
笑顔あふれる学校づくり推進事業（「ふるさと松山」創造プラン）	保育・幼稚園課 学校教育課	各幼稚園・小中学校が、独自の教育テーマを設定し、地域の教育力・教育資源を活用しながら教育活動を展開します。また、地域に根ざした「ふるさと教育」や小学校の外国語教育など、教育委員会が設定するテーマに取り組むこともできます。そして、学校はふるさと松山に根を張り、地域と共にある学校を創造していきます。	3歳～中学生
通学区域の弾力的運用	学校教育課	新入学生と兄弟、また、転入・転居者を対象とした隣接校区選択制により、教育委員会が指定した学校よりも近い隣接校を選択できる機会を設け、通学距離、通学の安全性等、現在の校区制による問題点に対応しています。また、通学に公共の交通機関を利用できる市内中心部の小学校3校、豊かな自然の中で少人数による体験学習を実践している小学校2校では全市域選択制により市内全域から通学できます。今後も引き続き通学区域の弾力的運用を実施します。	小・中学生
教職員研修事業	教育研修センター 事務所	平成28年4月に開所した松山市教育研修センターを拠点に、教職員の資質向上を図るために、地域の特色や学校のニーズを踏まえた中核市研修を実施しています。愛媛大学教育学部等との連携による質の高い研修の提供、学校のOJT支援、自己啓発セミナー等の実施により教育専門職としての教職員の資質・指導力向上を図り、子どもの生きる力を育成します。	小・中学校教職員
危機管理マニュアルの作成	保育・幼稚園課 学校教育課	災害発生時や不審者侵入時などの非常時に、速やかに適切な対応が行えるよう、市立の各保育所、幼稚園、認定こども園、学校で作成しているマニュアルについて見直し・改善を行い、より実効性の高いものとし、関係職員への周知徹底を図ります。また、私立保育所、認定こども園（幼稚園型除く）等については、各園で作成しているマニュアルを監査の際に確認し、適宜指導や助言等を行います。	0歳～中学生

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
小規模校等学校間交流等支援事業	学校教育課	児童生徒のコミュニケーション能力の向上を目的に、小規模校や島しょ部等の学校の児童生徒が、他校の児童生徒等との交流を図るための移動に必要な経費を補助します。 (小中学校 10 校が実施)	小・中学生
幼保小中連携推進事業	保育・幼稚園課 学校教育課	就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向け、子ども同士の交流活動や職員の合同研修等を行い、教育内容や教育環境等の充実・改善を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。	3歳～中学生
幼稚園庭芝生化事業	保育・幼稚園課	市立幼稚園全園での園庭の芝生を、保護者や地域住民と協力して維持・管理し、教育環境の整備に努めていくことによって、幼稚園を拠点とした基本的運動習慣の構築やコミュニケーション能力の向上を図ります。	満3歳～小学校就学前
松山市幼児教育研修会	保育・幼稚園課 学校教育課	市内の保育教諭、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象に、園内研修会や実技研修会及び講演会を実施し、市内幼児教育関係者の資質向上と異校種間の研修交流の機会とし、市内幼児教育の充実を図ります。また、園内研修会を通して、会場園と連携し、助言や情報共有を行い、幼小接続の進展や教育要領に沿った実践の質向上に努めます。	幼児教育関係者
松山市幼児教育連絡協議会	保育・幼稚園課 学校教育課	市立・私立幼稚園長、公立・私立保育園長、教員養成機関関係者、PTA等が松山市の幼児教育の在り方、市立幼稚園の在り方等について話し合い、幼児教育の充実を図ります(適宜開催)。加えて、市立幼稚園の研修内容を積極的に発信し、松山市の幼児教育の質向上に役立てます。	幼児教育関係者
特別支援教育事業	学校教育課	障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒と一緒に教育を受けられるように、特別支援教育指導員等が市内の幼稚園等や市立小中学校等に伺い、発達障がい等の幼児・児童・生徒への対応について相談・助言等を行い、障がい等の早期発見・早期支援に努めます。特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、教育相談等を実施し、特性把握や支援の在り方、就学先についての助言等を行います。また、特別支援教育推進協議会の活用や教職員研修の充実を図ります。	3歳～中学生

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
障がい等のある子どもの「学校生活支援員」活用支援事業	学校教育課	障がい等のある子どもや海外から帰国した子ども等が、豊かに学校生活を過ごせるようにするために、障がいや特性に応じて学習・生活支援を行う学校生活支援員を、松山市内の小中学校に配置し、子どもたち一人一人のニーズに応じた支援の充実に努めます。	小・中学生
いじめ対策総合推進事業（いのちを守る相談事業）	学校教育課	「いじめの問題」について、松山の子どもたちから絶対に犠牲者をださないことを第一の目的とし、よりきめ細かい対応をするために「いのちを守る相談活動」「子どもから広がるいじめ0活動」「いじめ問題対策・サポート事業」「いのちを守り育てる集い」の4事業を積極的に取り組み、いじめの問題の未然防止、早期発見早期解決に努めます。	小・中学生
生徒指導上の諸問題研究委員会	学校教育課	小中学校のいじめ・不登校の未然防止を目的として、市内の小中学校ブロック代表の生徒指導主事や関係機関、教育委員会が連携しながら未然防止のための方策を研究し、学校現場で実践することを通じて、いじめ・不登校の予防に取り組みます。	小・中学生
保育教諭及び保育士の研修事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-2】参照	市内の保育教諭、保育士
保育園庭芝生化事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-2】参照	0歳～小学校就学前

【4-3】家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭及び地域の連携の下に、家庭や地域での教育力を総合的に高める事業を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
PTA活動推進事業	教育支援センター 事務所	松山市小中学校PTA連合会や各単位PTAでは、ネット環境の変化に伴う親の関わり方などについての講演会や家庭教育等をテーマにした講座・学習会等を開催し、保護者等の教養や資質の向上を図ります。 また、市では情報交換や交流事業等の様々な活動を支援し、PTA活動の活性化を推進します。	小・中学生の保護者
親子ふれあい事業【再掲】	教育支援センター 事務所	推進施策【2-3】参照	小・中学生とその保護者

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
公民館元気活力支援事業【再掲】	地域学習振興課	推進施策【2-3】参照	全年齢
放課後子ども教室運営事業【再掲】	地域学習振興課	推進施策【2-3】参照	小学生
地域子育て支援拠点事業【再掲】	保育・幼稚園課 子育て支援課 子ども総合相談センター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～小学校就学前の子どもとその保護者
子ども総合相談【再掲】	子ども総合相談センター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～18歳
親子ふれあいコミュニティ広場事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-4】参照	0歳～小学校就学前の子どもとその保護者

【4-4】子どもを取り巻く有害環境対策の推進

雑誌やビデオ等、性や暴力等の有害情報に対して、地域住民とも連携・協力し対策を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
教育の情報化推進事業	教育研修センター事務所	小中学校の教職員を対象にICTスキルアップ研修会を実施しています。研修会等を継続的に実施するとともに、メディアリテラシー（情報を評価・識別する能力）の向上や情報モラル教育・プログラミング教育を推進します。また、発達段階に応じた指導が行えるよう、小中学校の連携を密にした、研修等を実施します。	小・中学校教職員

基本方針 5 子育てを支援する生活環境の整備

◆◆推進施策◆◆

【5-1】良質な住宅の確保

良質な子育て世帯向け賃貸住宅の供給支援や、市営団地の整備を行います。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
地域優良賃貸住宅(一般型)	住宅課	子育て世帯に向けた良質な賃貸住宅の整備費用及び家賃を助成することにより、民間事業者主体の良質な賃貸住宅の供給促進を検討します。	18歳未満の子どものいる世帯
市営団地の整備	住宅課	市営住宅での子育て世帯等の居住安定確保に向け、安全性確保を最優先し、緊急度の高い団地から事業(実施設計、外部改修、工事)の実施を図り、災害に強い、安全・安心な居住環境の確保を目指します。	全年齢
市営住宅への優先入居	住宅課	子育て世帯等の居住の安定を確保するため、中学校修了前の子どもがいる世帯や、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯については、市営住宅への入居抽選の際に優先枠を設けるなど、優先的に入居できるよう配慮しています。	中学校修了前の子どもがいる世帯 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯

【5-2】良好な居住環境の確保

公共賃貸住宅の整備、また、建替時の保育所等の施設併設整備を検討します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
公営住宅建替事業	住宅課	建替時には、子育て世帯等多様な世帯に配慮した良質な住宅を供給し、ユニバーサルデザインの導入や集会所・広場の設置等、居住環境の向上を図ります。	全年齢

【5-3】安全な交通環境の整備

歩道の整備や松山駅周辺整備事業により交通環境の改善を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
安全歩行空間整備事業	道路建設課	歩道の新設により児童が安心して通学できるよう通学路の整備充実を図るとともに、交差点改良により交通事故を未然に防ぐなど交通安全対策を実施することで、子育て環境の充実を図ります。	全年齢
松山駅周辺整備事業	松山駅周辺整備課	JR松山駅周辺は、JR予讃線により市街地が東西に分断され、交通渋滞や踏切事故の発生など市民生活に支障をきたしていることから、県が事業主体となって実施する鉄道高架事業に併せ、松山駅周辺土地区画整理事業を行い、駅前広場や街路を整備し、また路面電車の延伸、関連街路事業を行います。これらの場所では、子ども、高齢者、障がい者など、すべての人が公共交通などの乗り換えがしやすいユニバーサルデザインに配慮した交通結節点機能を強化するとともに、安全性と利便性を備えた良好な市街地の形成を図ります。	全年齢

【5-4】安心して外出できる環境の整備

安心して外出できるよう、公共施設等の環境整備を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
庁内託児室「キッズルーム」の設置	保育・幼稚園課	子ども連れでも安心して、市役所での各種手続きができるように、庁舎内託児室「キッズルーム」を設置しています。引き続き、利用しやすい環境づくりに努めます。	1歳～小学校就学前

【5-5】安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等、公共施設での防犯対策を図り安全で安心なまちづくりを推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
児童遊園地・公園 整備事業【再掲】	子育て支援課 公園緑地課	推進施策【2-3】参照	児童遊園地：概ね小 学校低学年まで 都市公園：全年齢
公園内の照明灯 など防犯設備整 備と適切な管理	公園緑地課	夕方から夜間の公園利用者の利便性、安全 性の向上を図ることを目的に園内灯等を設置 します。また、死角をなくすよう施設の配置や せん定等の管理にも努め、子どもたちにも「安 全・安心な公園」づくりを進めます。	全年齢
防犯灯設置助成 事業	市民参画まちづ くり課	町内会や自治会などが設置・維持管理する 防犯灯の新設工事や器具取替工事・管球取 替工事に対し、松山市防犯協会を通じて助成 を行い、子どもたちが巻き込まれる夜間の事 件や事故の未然防止を図ります。	全年齢
放置自転車対策 の実施による歩行 者環境の安全確保	都市・交通計画 課	ベビーカーや子ども連れ歩行者など通行の妨 げとならないよう、放置自転車に対する警告・ 撤去活動、巡回整理員による放置自転車の 整理、サイクルガイドによる駐輪場利用案内、 商店街行事での無料駐輪券配布などを実施 し、放置自転車の排除とともに駐輪場利用の 定着に努めます。	全年齢
通学路等校区内 危険箇所の交通 等安全対策	学校教育課 保健体育課	「通学路の合同点検」及び学校から随時要望 があった箇所に対策が必要とされた危険箇所 改善の進捗管理と実施状況の公表を引き続 き行うとともに、通学路に限らず校区内の危険 箇所への安全対策の調整を行い、関係機関 等と連携し、適時その改善に向けた取組を推 進します。	小・中学生
MACネットCSC (子ども安心安全 情報配信システ ム)	教育支援センター 事務所	各警察署からの情報提供に基づき、市内各 地域の不審者情報をメールで配信し、情報を 共有することで、地域の安心安全な生活につ なげます。	全年齢

基本方針 6 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

◆◆推進施策◆◆

【6-1】多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

短時間勤務等多様な働き方の実現に向け、労働者・事業主、地域住民等への広報・啓発・研修、情報提供等を積極的に推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
企業への意識啓発	子育て支援課 地域経済課	国や県、雇用関係機関や経済団体と連携しつつ、啓発チラシや各種セミナー、育児に関するポスター掲示等により、次世代育成支援対策推進法や育児・介護休業法等の関係法令及び労働基準法による働き方改革の周知を図り、働きながら子育てしやすい労働環境の整備を進めます。	企業
能力開発や適応訓練などの人材育成支援	地域経済課	企業又は企業団体が、従業員の資質の向上を図るため研修等を受講する際に、その費用の一部を補助することで人材育成・確保を支援します。	企業
多様化する就業ニーズに対する支援	地域経済課	関係機関との連携の下、女性や若年者に対して、仕事と家庭の両立及び多様な働き方の実現に向けた職業能力開発や適応訓練などの支援を実施し、円滑に就業につなげていきます。また、若年求職者の窓口である「ジョブカフェ愛work」(愛媛県若年者就職支援センター)と連携し、職業相談・セミナーをはじめとした一連の就職支援サービスを提供及び個々のケースに応じたキャリアカウンセラーによるきめ細かな対応を図るなど、若年者の雇用対策・人材育成などに取り組みます。	求職者等
まつやま働き方改革推進プロジェクト	地域経済課	市内企業の働き方改革を促進することで、生産性を向上し、人手不足の解消につなげてもらうため、「まつやま働き方改革推進会議」(市・サイボウズ(株)等)が、①シンポジウムやワークショップ等による周知啓発、②働き方改革を進めるコミュニティの形成、③働き方改革のモデル企業づくりに取り組みます。	企業・各種団体等
男女共同参画の推進【再掲】	市民参画まちづくり課	推進施策【4-1】参照	全年齢
子育て支援施策の周知【再掲】	子育て支援課	推進施策【4-1】参照	企業・各種団体等

【6-2】仕事と子育ての両立の推進

教育・保育や児童クラブの運営事業（放課後児童健全育成事業）の充実等、仕事と子育ての両立支援のための体制整備や、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	小学生
ファミリー・サポート・センター事業（育児）【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	生後6か月の乳児～小学生
男女共同参画の推進【再掲】	市民参画まちづくり課	推進施策【4-1】参照	全年齢
テレワーク業務創出支援	地域経済課	育児や家族の介護などで就業することが困難な人たちに、仕事と家庭の両立が可能となるテレワーク支援事業を実施します。社会的自立を目指す人たちに対する雇用の促進や、在宅で働くことを希望する人への就労を支援します。	ひとり親家庭等
育児休業中の育児支援	子育て支援課	支援者セミナーの開催など、育児休業中の育児を支援する体制を整えます。	地域子育て支援拠点事業従事者
子育て支援サービス利用料の助成【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	ファミサポ：生後6か月～小学生までの子どもの保護者 シルバー人材：1歳～小学生までの子どもの保護者
認定こども園【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	0歳～小学校就学前
幼稚園【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	満3歳～小学校就学前
保育所【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	0歳～小学校就学前
家庭的保育事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	原則として 0歳～満3歳未満
小規模保育事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	原則として 0歳～満3歳未満

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
居宅訪問型保育事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	原則として 0歳～満3歳未満
事業所内保育事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	原則として 0歳～満3歳未満
事業所内保育施設の設置推進【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-2】参照	事業所内保育施設 設置者

基本方針 7 子どもの安全の確保

◆◆推進施策◆◆

【7-1】子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため警察、教育・保育施設、民間団体等が連携・協力し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
交通安全母の会を中心とした各種交通安全活動への参画	都市・交通計画課	交通安全教室への参画や、子どもに対する安全指導活動などへの協力を行い、交通安全の重要性を啓発するとともに、「交通安全は家庭から」の意識の醸成を図ります。	全年齢
地区交通指導員による指導・啓発	都市・交通計画課	各地区に交通指導員を配置し、交通安全教室への協力や街頭指導など、地域ぐるみで子ども等の交通弱者を交通事故から守ります。	全年齢
交通ルール遵守の啓発	都市・交通計画課	交通安全教室、交通安全運動、チラシや市ホームページなどで交通ルール遵守を啓発します。特にチャイルドシートの着用の徹底や自転車利用時のヘルメットの着用、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の利用の呼びかけを行います。	全年齢
児童生徒をまもり育てる日	教育支援センター事務所	PTAや学校関係者、地域住民等で組織する見守り隊の活動や、警察関係者と連携し登下校を見守るなど、児童生徒の安全確保に取り組みます。	小・中学生

【7-2】子どもを犯罪等から守るための活動の推進

犯罪に関する関係機関との情報交換やパトロール活動の推進、防犯講習など、子どもを犯罪等から守る活動を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
警察直通の非常通報装置の設置	保育・幼稚園課 学習施設課	市立の教育・保育施設及び小中学校（一部除く）等に警察直通の非常通報装置を設置し、乳児・幼児・児童・生徒の安全確保のため、防犯対策の充実を図り、不審者侵入等の突発的な事件に対処します。	0歳～中学生
防犯カメラの設置	保育・幼稚園課 学習施設課	不審者侵入等を未然に防ぐため、市立の幼稚園・小中学校・保育所（一部除く）に防犯カメラを設置し、子どもたちの安全・安心の確保に努めます。	0歳～中学生

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
緊急避難場所「まもるくんの家」のステッカー配布	学校教育課	各小学校の通学路を中心に商店や事業所、住宅等に避難場所を表示して、緊急時、児童生徒の保護等、安全の確保を図ります。	小・中学生
青少年育成支援事務管理事業	教育支援センター事務所	青少年の喫煙や万引き等の非行防止を図るため、青少年育成支援委員を委嘱し、「愛の一声」運動を展開するとともに、学校や地域、さらに警察等の関係機関・団体と連携を図りながら、環境浄化活動や広報啓発活動を実施することで、心身ともに健全な青少年の育成に取り組めます。	18歳未満
安全安心指導者学校派遣事業	市民参画まちづくり課	市立の小中学校に専門の講師を派遣し、「インターネット安全教室（体験型）」、「情報モラル教室」、「不審者対応教室」、「薬物乱用防止教室」を実施し、犯罪・非行等の予防を目指します。 児童や生徒が犯罪に巻き込まれることがないよう、今後も引き続き、ルールやマナー、心得などを学ぶ教室を開催します。	小・中学生
危機管理マニュアルの作成【再掲】	保育・幼稚園課 学校教育課	推進施策【4-2】参照	0歳～中学生
MACネットCSC（子ども安心安全情報配信システム）【再掲】	教育支援センター事務所	推進施策【5-5】参照	全年齢

【7-3】子どもを災害から守るための活動の推進

地震や豪雨などの災害発生時や緊急及び非常時に対応できるよう、職員の養成等を行う事業を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
命を守る！防災士養成事業	危機管理課 保育・幼稚園課 学校教育課	災害発生時に専門的な知識を持ち、適切な対応や指示ができる人材を確保するため、市立幼稚園、小中学校の教職員及び市立保育所等の保育士が、松山市危機管理課が実施する「防災士養成事業」に参画し、防災士資格を取得します。（各幼稚園・保育所・小中学校に2人程度を配置）	幼稚園教諭、保育士、小・中学校教職員
応急手当普及員の養成	保健体育課 消防局警防課	学校現場で初動期の救命救急活動が適切に遂行できるよう、松山市消防局と連携し、教職員の応急手当普及員の有資格者養成講習を計画的に実施します。また、有資格者の全校配置を堅持しつつ、資格更新講習を通じてそのスキル維持にも努めます。	小・中学校教職員
切れ目のない全世代型防災リーダー育成事業	危機管理課	小学生から高齢者まで切れ目のない防災リーダーを育成するため、小学校、中学校、高等学校、教職員など、様々な世代や対象に応じた教育プログラムを作成・実践し、継続した防災教育を進めることで、すべての世代の災害対応力の強化と事前の備えの充実を図ります。	全年齢
危機管理マニュアルの作成【再掲】	保育・幼稚園課 学校教育課	推進施策【4-2】参照	0歳～中学生

基本方針 8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

◆◆推進施策◆◆

【8-1】児童虐待防止対策の充実

児童虐待に対する総合的な支援に向け、教育・福祉・医療・保健等の関係機関の協力体制の構築、保護者の育児不安に対する相談体制の整備等を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
要保護児童対策事業	子ども総合相談センター事務所	虐待・不登校や問題行動等の要保護児童等への継続した支援、総合的支援、予防的支援に努め、教育・福祉・医療・保健等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を図ります。	0歳～18歳
養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業【再掲】	子ども総合相談センター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～18歳
子ども総合相談【再掲】	子ども総合相談センター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～18歳
家庭・子育て相談室【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	ひとり親世帯や寡婦、全年齢の女性

【8-2】ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、ひとり親家庭に対する相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子育て短期支援事業【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	18歳未満の児童 緊急一時保護の母子
ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課	ひとり親家庭等が疾病等の事由により、一時的に生活援助が必要な場合、その世帯に家庭生活支援員を派遣して援助を行います。	ひとり親家庭等
ひとり親家庭等自立促進対策事業	子育て支援課	ひとり親家庭等を対象に、就労に際して必要な知識や技能を身に付けるための講習を実施します。また、養育費相談及び弁護士相談を行います。	ひとり親家庭等

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
母子生活支援施設事業	子育て支援課	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務等を通じてその入所者を支援します。	18歳未満の子どものいる母子家庭
テレワーク業務創出支援【再掲】	地域経済課	推進施策【6-2】参照	ひとり親家庭等
子育て支援サービス利用料の助成【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	ファミサポ：生後6か月～小学生までの子どもの保護者 シルバー人材：1歳～小学生までの子どもの保護者
子ども健全育成事業（土曜塾）	生活福祉総務課 生活福祉業務第1課 生活福祉業務第2課 子育て支援課	生活保護受給世帯を含む低所得者世帯及び児童扶養手当の全部支給世帯の中学生に、居場所としての学習の場「土曜塾」を提供し、学習支援や生活支援等を行います。学習支援や生活支援等を行うことで、教育格差を是正し、対象生徒の将来的な進路選択肢を広げ、「貧困の連鎖」の防止を目指します。	生活保護世帯、低所得者世帯、児童扶養手当全部支給世帯の中学生

【8-3】障がい児施策の充実

障がい児など配慮を要する子どもが日常生活する上での支援や、障がいの有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
障がい児の支援事業	障がい福祉課	補装具の交付・修理・借受け、日常生活用具の給付、重度障がい者住宅整備について、当該児の福祉の増進を図ります。	18歳未満
居宅介護・移動支援事業	障がい福祉課	在宅の障がい児の自立と社会参加を目的として、家庭にホームヘルパーを派遣し、身体、家事や移動の介護サービスを提供します。今後も利用者のニーズを把握しながら、継続して実施します。	18歳未満
障害児等療育支援事業	障がい福祉課	在宅の障がい児等の地域生活を支えるために、身近な地域で療育指導等が受けられる体制の充実を図ります。	18歳未満
障害児通所支援事業	障がい福祉課	通所等による療育を希望する障がい児等に対して、生活訓練、社会適応訓練、その他必要な支援を行います。	18歳未満

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
短期入所・日中一時支援事業	障がい福祉課	障がい児等を介護している保護者が疾病等の理由により家庭で介護ができない場合等、(緊急に)施設に短期間入所や日中の活動の場を確保することにより、障がい児及びその家族の福祉の向上を図ります。	18歳未満
児童発達支援センターひまわり園運営事業	障がい福祉課	児童発達支援センターひまわり園運営事業により発達の遅れや障がいのある子どもたちが健やかに育ち、将来豊かな生活を送ることができるよう、一人一人の特性を踏まえた発達支援を行います。	0歳～小学校就学前
認定こども園、幼稚園、保育所等での障がい児等保育の充実	保育・幼稚園課	保護者や関係機関と連携して、支援に当たるとともに、研修等を通じて、障がい児に対する理解を深め、職員の資質向上を図ります。 また、「障がい児保育事業」や「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」で実施する加配保育士に対する支援も行い、特別な支援が必要な子どもの受入れも促進します。	0歳～小学校就学前
児童クラブの障がい児等受入れ促進	子育て支援課	障がい児など、配慮を要する児童を受け入れるための環境整備に取り組むとともに、受入れ状況に応じて支援員等を増員します。	小学生
特別支援教育事業【再掲】	学校教育課	推進施策【4-2】参照	3歳～中学生
障がい等のある子どもの「学校生活支援員」活用支援事業【再掲】	学校教育課	推進施策【4-2】参照	小・中学生

基本方針 9 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

◆◆推進施策◆◆

【9-1】子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

児童手当、児童扶養手当など、各種経済支援を行います。また、貧困の連鎖を生むことがないように、子ども健全育成事業（土曜塾）など、子どもの貧困対策を行います。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子ども医療助成事業	子育て支援課	少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、病気の早期発見や治療を支援するため、中学3年生までの入院・通院に係る医療費を助成します。	中学生まで(15 歳に達した日以後の最初の年度末まで)
ひとり親家庭医療助成事業	子育て支援課	所得税非課税世帯を対象に入院・通院の医療費を県市共同で助成するほか、児童扶養手当の所得制限限度額未満の世帯に対しても市独自に助成し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と生活の安定に役立てます。	20 歳未満の児童とひとり親
ひとり親家庭等自立支援給付金	子育て支援課	ひとり親家庭の自立支援を図るため、職業能力開発講座の受講又は看護師、介護福祉士等の資格の取得に係る費用の一部を支給します。	20 歳未満の児童のひとり親
母子父子寡婦福祉資金の貸付	子育て支援課	ひとり親家庭等に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行います。	ひとり親家庭等
児童手当支給事業	子育て支援課	児童を養育している人に児童手当を支給することにより、家庭等での生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図ります。	中学生まで(15 歳に達する日以後の最初の年度末までの児童)
児童扶養手当支給事業	子育て支援課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき手当を支給します。	20 歳未満で一定の障がいがある場合を除き、18 歳に達する日以後最初の年度末までの児童
特別児童扶養手当の支給	障がい福祉課	身体障がい(1～4級一部程度)や知的障がい(療育手帳A及びBの一部程度)又は一定の精神障がいのある 20 歳未満の児童と生計同一で監護している父若しくは母又は父母に代わって養育している者に対し手当を支給します。	20 歳未満
障害児福祉手当の支給	障がい福祉課	身体障がい(1・2級一部程度)や知的障がい(療育手帳A最重度程度)があり、常時介護を必要とする 20 歳未満の児童に対し障害児福祉手当を支給します。	20 歳未満

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
松山市重度心身障害児童福祉年金	障がい福祉課	20 歳未満の児童で身体障害者手帳(1～3級)又は療育手帳A・B(中度)の所持者と生計同一で現に監護する者に対し、松山市重度心身障害児童福祉年金を支給することで、障がい児家庭の生活の安定と福祉の増進を図ります。	20 歳未満
重度心身障害者医療費助成事業	障がい福祉課	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳A又は療育手帳B(中度)と身体障害者手帳両方の所持者に対し、医療費の助成を行うことで重度心身障がい者の健康管理の向上に寄与し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	全年齢
就学援助費支給事業	学校教育課 保健体育課	経済的理由によって就学困難な児童生徒等の保護者に対し、就学に必要な費用を援助し、小・中学校での義務教育の円滑な実施に努めます。就学に必要な援助として、学校給食費、学用品通学用品校外活動費、新入学児童生徒学用品費等(入学準備金)、修学旅行費、少年自然の家費などを支給します。	小・中学生
子育て支援サービス利用料の助成【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	ファミサポ: 生後6か月～小学生までの子どもの保護者 シルバー人材: 1歳～小学生までの子どもの保護者
地域保育所保育料補助事業	保育・幼稚園課	地域保育所(認可外保育施設)を利用する、18 歳未満の子どもが3名以上いる世帯で、第3子以降が3歳未満の場合、世帯の所得に応じて保育料を補助します。 今後も本事業を継続することで、地域保育所(認可外保育施設)を利用する多子世帯の経済的な負担の軽減を図ります。	0歳～満3歳未満の保護者
子育て応援券交付事業【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	第2子以降の満1歳未満の子どもの保護者
子ども健全育成事業(土曜塾)【再掲】	生活福祉総務課 生活福祉業務第1課 生活福祉業務第2課 子育て支援課	推進施策【8-2】参照	生活保護世帯、低所得者世帯、児童扶養手当全部支給世帯の中学生

第5章 地域子ども・子育て支援事業等

第5章では、第4章の推進施策【2-1】に記載している「地域子ども・子育て支援事業」について、子ども・子育て支援法の規定に基づき、「量の見込み」及び「確保の内容」を定めています。

1 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

(1)教育・保育提供区域の設定

松山市が策定している「地域福祉計画」と「都市計画マスタープラン」で設定している圏域等を参考に、地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、第1期計画に引き続き教育・保育提供区域を以下の9区域とします。

■教育・保育提供区域

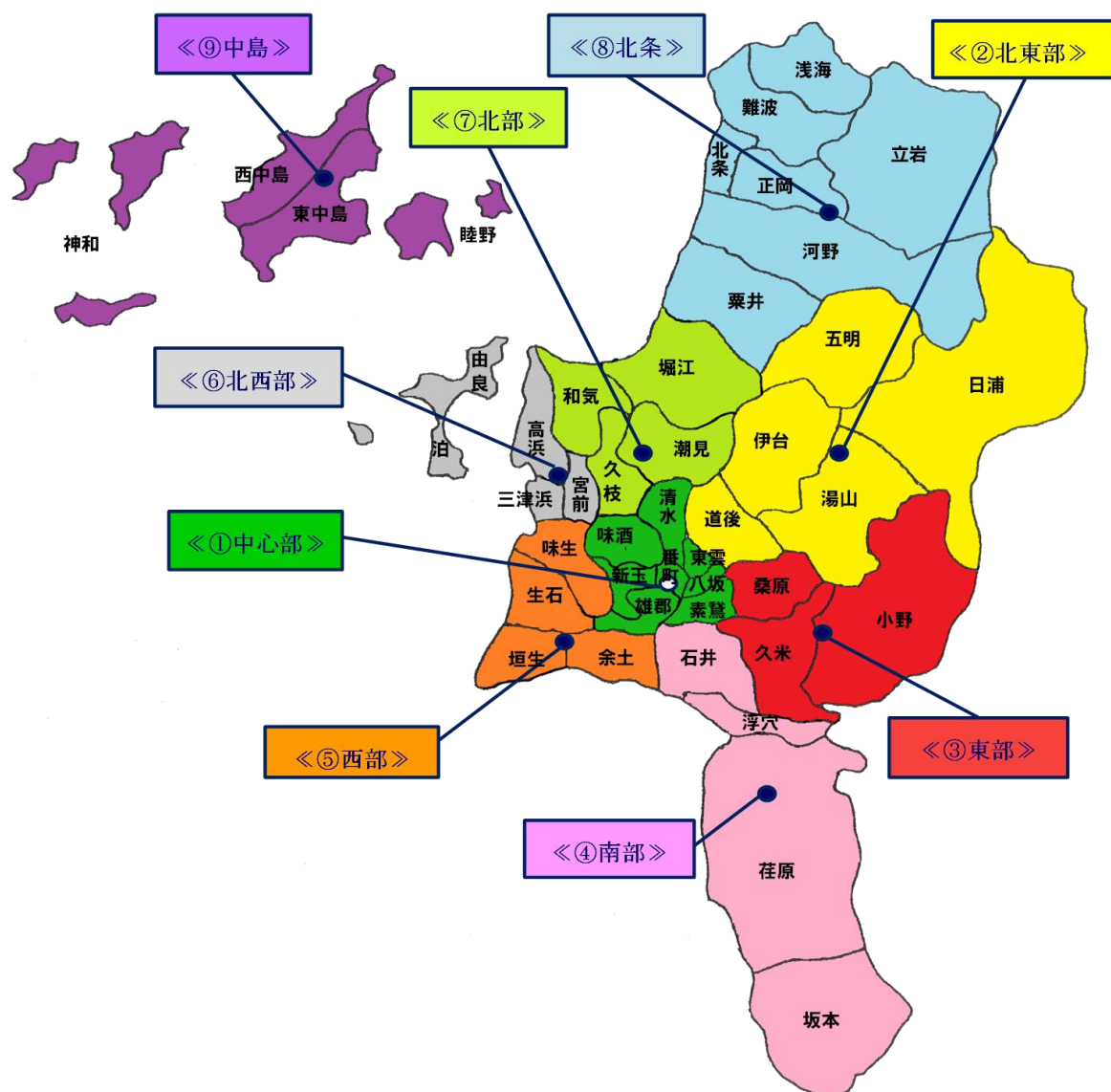
区域名	面積(km ²)	人口(人)	未就学児童数(人)	認定こども園数(園)	認定こども園定員数(人)		幼稚園数(園)	幼稚園定員数(人)	保育所数(園)	保育所定員数(人)	地域型保育事業施設数(園)	地域型保育事業施設定員数(人)	保育所等待機児童数(人)	保育所等入所待ち児童数(人)
					幼稚園機能	保育所機能								
①中心部	17.91	124,727	5,294	15	1,149	1,152	4	880	10	1,220	9	155	7	97
②北東部	96.94	38,906	1,778	1	35	20	4	526	3	250	1	19	0	4
③東部	42.43	73,940	3,981	5	572	308	5	795	4	390	6	117	7	64
④南部	59.36	78,697	4,228	9	1,363	734	5	1,160	4	720	7	133	1	88
⑤西部	24.10	82,526	4,677	3	408	278	4	1,735	6	570	4	73	15	70
⑥北西部	17.22	28,125	1,015	2	11	105	3	641	5	400	0	0	2	3
⑦北部	31.62	54,430	2,762	5	143	229	5	485	7	600	5	48	1	12
⑧北条	102.13	26,648	999	2	210	81	2	160	7	450	1	13	0	0
⑨中島	37.35	3,650	32	1	10	31	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	429.06	511,649	24,766	43	3,901	2,938	32	6,382	46	4,600	33	558	33	338

平成31年4月1日現在
地域型保育事業実施施設定員数には、事業所内保育事業の従業員枠を含めない

■地区別教育・保育提供区域

区域名	地区							
①中心部	番町	八坂	東雲	素鷲	雄郡	新玉	味酒	清水
②北東部	湯山	日浦	五明	伊台	道後			
③東部	久米	小野	桑原					
④南部	石井	浮穴	荏原	坂本				
⑤西部	余土	垣生	生石	味生				
⑥北西部	宮前	三津浜	高浜	由良	泊			
⑦北部	和気	潮見	堀江	久枝				
⑧北条	浅海	立岩	難波	正岡	北条	河野	粟井	
⑨中島	睦野	東中島	西中島	神和				

■地区別教育・保育提供区域地図



(区域設定の際の参考)

★地域福祉計画【圏域数:10】

(圏域の設定)

福祉等の公的機関や事業者等が地域住民等と連携、協働し、福祉サービスの提供が行われるよう設定したもの

★都市計画マスタープラン【圏域数:9】

(地域区分の設定)

合併前の旧市町界等の社会的圏域、日常的なサービス拠点等への人の流動を考えた、地域のつながり、地形や市街地のまとまり等を考慮し設定したもの

(2)量の見込みと確保方策及び実施時期

本市の教育・保育の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

◆◆量の見込みと確保方策

設定した9つの区域ごとに、幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の量の見込みと確保方策を設定します。また、それぞれ認定区分（1号～3号）ごとに設定します。

設定区分	備考
1号	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合
3号	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

◆◆保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める、満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する利用定員数（＝保育利用率※1）を、以下のとおり設定します。

	1年目 令和2年度	2年目 令和3年度	3年目 令和4年度	4年目 令和5年度	5年目 令和6年度	参考 平成31年度
3号認定の 利用定員数	3,947人	4,171人	4,270人	4,351人	4,463人	3,746人
満3歳未満の 子どもの数	11,673人	11,563人	11,499人	11,287人	11,067人	11,891人
保育利用率 (※1)	33.8%	36.1%	37.1%	38.5%	40.3%	31.5%

※1：各年度の満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する利用定員数／満3歳未満の子どもの数全体

【市内全体】

単位:人

		1年目(令和2年度)				2年目(令和3年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		8,505	4,421	384	3,420	8,299	4,481	394	3,524
				3,804				3,918	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	5,869	4,455	629	2,760	5,869	4,559	629	2,984
	確認を受け ない幼稚園	4,614				4,614			
	特定地域型 保育事業			141	417			141	417
	企業主導型 保育事業		132	62	211		132	62	211
②-①		1,978	166	448	▲32	2,184	210	438	88
				416				526	

		3年目(令和4年度)				4年目(令和5年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		8,154	4,561	408	3,646	7,953	4,623	420	3,748
				4,054				4,168	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	5,869	4,634	629	3,083	5,869	4,727	629	3,164
	確認を受け ない幼稚園	4,614				4,614			
	特定地域型 保育事業			141	417			141	417
	企業主導型 保育事業		132	62	211		132	62	211
②-①		2,329	205	424	65	2,530	236	412	44
				489				456	

		5年目(令和6年度)				(参考)平成 31 年度実績(在園児数)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		7,793	4,711	433	3,869	8,348	4,303	356	3,172
				4,302				3,528	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	5,869	4,833	629	3,276	5,869	4,350	629	2,559
	確認を受け ない幼稚園	4,614				4,614			
	特定地域型 保育事業			141	417			141	417
	企業主導型 保育事業		132	62	211		132	62	211
②-①		2,690	254	399	35	2,135	179	476	15
				434				491	

【①中心部】

単位:人

		1年目(令和2年度)				2年目(令和3年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,512	1,328	121	977	1,500	1,358	122	998
				1,098				1,120	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	1,209	1,315	198	859	1,209	1,315	198	859
	確認を受け ない幼稚園	820				820			
	特定地域型 保育事業			46	109			46	109
	企業主導型 保育事業		58	33	100		58	33	100
②-①		517	45	156	91	529	15	155	70
				247				225	

		3年目(令和4年度)				4年目(令和5年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,487	1,388	124	1,021	1,487	1,429	129	1,053
				1,145				1,182	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	1,209	1,330	198	859	1,209	1,371	198	859
	確認を受け ない幼稚園	820				820			
	特定地域型 保育事業			46	109			46	109
	企業主導型 保育事業		58	33	100		58	33	100
②-①		542	0	153	47	542	0	148	15
				200				163	

		5年目(令和6年度)				(参考)平成 31 年度実績(在園児数)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,500	1,480	135	1,092	1,569	1,283	113	922
				1,227				1,035	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	1,209	1,422	198	883	1,209	1,315	198	859
	確認を受け ない幼稚園	820				820			
	特定地域型 保育事業			46	109			46	109
	企業主導型 保育事業		58	33	100		58	33	100
②-①		529	0	142	0	460	90	164	146
				142				310	

【②北東部】

単位:人

		1年目(令和2年度)				2年目(令和3年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		449	162	10	110	429	159	12	108
				120				120	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	227	172	24	81	227	172	24	86
	確認を受け ない幼稚園	334				334			
	特定地域型 保育事業			3	16			3	16
	企業主導型 保育事業		5	1	6		5	1	6
②-①		112	15	18	▲7	132	18	16	0
				11				16	

		3年目(令和4年度)				4年目(令和5年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		434	165	14	113	396	154	14	106
				127				120	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	227	172	24	91	227	172	24	91
	確認を受け ない幼稚園	334				334			
	特定地域型 保育事業			3	16			3	16
	企業主導型 保育事業		5	1	6		5	1	6
②-①		127	12	14	0	165	23	14	7
				14				21	

		5年目(令和6年度)				(参考)平成31年度実績(在園児数)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		382	153	15	105	421	162	8	102
				120				110	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	227	172	24	91	227	172	24	74
	確認を受け ない幼稚園	334				334			
	特定地域型 保育事業			3	16			3	16
	企業主導型 保育事業		5	1	6		5	1	6
②-①		179	24	13	8	140	15	20	▲6
				21				14	

【③東部】

単位:人

		1年目(令和2年度)				2年目(令和3年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,255	455	43	421	1,186	468	46	444
				464				490	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	897	429	46	269	897	453	46	313
	確認を受け ない幼稚園	470				470			
	特定地域型 保育事業			24	93			24	93
	企業主導型 保育事業		15	12	38		15	12	38
②-①		112	▲11	39	▲21	181	0	36	0
				18				36	

		3年目(令和4年度)				4年目(令和5年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,135	487	50	472	1,072	500	52	493
				522				545	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	897	472	46	341	897	485	46	362
	確認を受け ない幼稚園	470				470			
	特定地域型 保育事業			24	93			24	93
	企業主導型 保育事業		15	12	38		15	12	38
②-①		232	0	32	0	295	0	30	0
				32				30	

		5年目(令和6年度)				(参考)平成 31 年度実績(在園児数)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,003	509	53	509	1,109	428	38	373
				562				411	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	897	494	46	378	897	405	46	247
	確認を受け ない幼稚園	470				470			
	特定地域型 保育事業			24	93			24	93
	企業主導型 保育事業		15	12	38		15	12	38
②-①		364	0	29	0	258	▲8	44	5
				29				49	

【④南部】

単位:人

		1年目(令和2年度)				2年目(令和3年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		2,018	952	80	697	2,006	989	81	724
				777				805	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	1,883	912	150	521	1,883	973	150	588
	確認を受け ない幼稚園	840				840			
	特定地域型 保育事業			34	99			34	99
	企業主導型 保育事業		16	10	37		16	10	37
②-①		705	▲24	114	▲40	717	0	113	0
				74				113	

		3年目(令和4年度)				4年目(令和5年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,995	1,023	84	752	1,977	1,053	85	775
				836				860	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	1,883	1,007	150	616	1,883	1,037	150	639
	確認を受け ない幼稚園	840				840			
	特定地域型 保育事業			34	99			34	99
	企業主導型 保育事業		16	10	37		16	10	37
	②-①	728	0	110	0	746	0	109	0
				110				109	

		5年目(令和6年度)				(参考)平成 31 年度実績(在園児数)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,974	1,089	86	805	2,103	909	77	647
				891				724	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	1,883	1,073	150	669	1,883	850	150	454
	確認を受け ない幼稚園	840				840			
	特定地域型 保育事業			34	99			34	99
	企業主導型 保育事業		16	10	37		16	10	37
②-①		749	0	108	0	620	▲43	117	▲57
				108				60	

【⑤西部】

単位:人

		1年目(令和2年度)				2年目(令和3年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,876	560	56	460	1,805	561	59	469
				516				528	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	408	504	64	342	408	523	64	385
	確認を受け ない幼稚園	1,735				1,735			
	特定地域型 保育事業			19	54			19	54
	企業主導型 保育事業		38	6	30		38	6	30
②-①		267	▲18	33	▲34	338	0	30	0
				▲1				30	

		3年目(令和4年度)				4年目(令和5年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,748	568	63	482	1,700	577	67	497
				545				564	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	408	530	64	398	408	539	64	413
	確認を受け ない幼稚園	1,735				1,735			
	特定地域型 保育事業			19	54			19	54
	企業主導型 保育事業		38	6	30		38	6	30
②-①		395	0	26	0	443	0	22	0
				26				22	

		5年目(令和6年度)				(参考)平成31年度実績(在園児数)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,644	583	70	509	1,731	541	50	420
				579				470	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	408	545	64	425	408	485	64	299
	確認を受け ない幼稚園	1,735				1,735			
	特定地域型 保育事業			19	54			19	54
	企業主導型 保育事業		38	6	30		38	6	30
②-①		499	0	19	0	412	▲18	39	▲37
				19				2	

【⑥北西部】

単位:人

		1年目(令和2年度)				2年目(令和3年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		556	192	23	178	550	175	23	177
				201				200	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	337	278	40	187	337	278	40	187
	確認を受け ない幼稚園	315				315			
	特定地域型 保育事業			0	0			0	0
	企業主導型 保育事業		0	0	0		0	0	0
②-①		96	86	17	9	102	103	17	10
				26				27	

		3年目(令和4年度)				4年目(令和5年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		551	161	23	178	541	145	23	175
				201				198	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	337	278	40	187	337	278	40	187
	確認を受け ない幼稚園	315				315			
	特定地域型 保育事業			0	0			0	0
	企業主導型 保育事業		0	0	0		0	0	0
②-①		101	117	17	9	111	133	17	12
				26				29	

		5年目(令和6年度)				(参考)平成31年度実績(在園児数)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		522	127	23	170	578	205	21	172
				193				193	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	337	278	40	187	337	278	40	187
	確認を受け ない幼稚園	315				315			
	特定地域型 保育事業			0	0			0	0
	企業主導型 保育事業		0	0	0		0	0	0
②-①		130	151	17	17	74	73	19	15
				34				34	

【⑦北部】

単位:人

		1年目(令和2年度)				2年目(令和3年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		574	488	37	399	555	489	37	421
				436				458	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	628	495	70	324	628	495	70	384
	確認を受け ない幼稚園	0				0			
	特定地域型 保育事業			11	37			11	37
	企業主導型 保育事業		0	0	0		0	0	0
②-①		54	7	44	▲38	73	6	44	0
				6				44	

		3年目(令和4年度)				4年目(令和5年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		534	490	36	441	513	490	36	461
				477				497	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	628	495	70	404	628	495	70	424
	確認を受け ない幼稚園	0				0			
	特定地域型 保育事業			11	37			11	37
	企業主導型 保育事業		0	0	0		0	0	0
②-①		94	5	45	0	115	5	45	0
				45				45	

		5年目(令和6年度)				(参考)平成 31 年度実績(在園児数)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		501	499	37	488	539	489	36	366
				525				402	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	628	499	70	451	628	495	70	264
	確認を受け ない幼稚園	0				0			
	特定地域型 保育事業			11	37			11	37
	企業主導型 保育事業		0	0	0		0	0	0
②-①		127	0	44	0	89	6	45	▲65
				44				▲20	

【⑧北条】

単位:人

		1年目(令和2年度)				2年目(令和3年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		265	266	14	176	267	264	14	181
				190				195	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	270	329	37	167	270	329	37	172
	確認を受け ない幼稚園	100				100			
	特定地域型 保育事業			4	9			4	9
	企業主導型 保育事業		0	0	0		0	0	0
②-①		105	63	27	0	103	65	27	0
				27				27	

		3年目(令和4年度)				4年目(令和5年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		269	263	14	186	266	258	14	188
				200				202	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	270	329	37	177	270	329	37	179
	確認を受け ない幼稚園	100				100			
	特定地域型 保育事業			4	9			4	9
	企業主導型 保育事業		0	0	0		0	0	0
②-①		101	66	27	0	104	71	27	0
				27				27	

		5年目(令和6年度)				(参考)平成31年度実績(在園児数)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		266	256	14	191	297	268	13	167
				205				180	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	270	329	37	182	270	329	37	165
	確認を受け ない幼稚園	100				100			
	特定地域型 保育事業			4	9			4	9
	企業主導型 保育事業		0	0	0		0	0	0
②-①		104	73	27	0	73	61	28	7
				27				35	

【⑨中島】

単位:人

		1年目(令和2年度)				2年目(令和3年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		0	18	0	2	1	18	0	2
				2				2	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	10	21	0	10	10	21	0	10
	確認を受け ない幼稚園	0				0			
	特定地域型 保育事業			0	0			0	0
	企業主導型 保育事業		0	0	0		0	0	0
②-①		10	3	0	8	9	3	0	8
				8				8	

		3年目(令和4年度)				4年目(令和5年度)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1	16	0	1	1	17	0	0
				1				0	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	10	21	0	10	10	21	0	10
	確認を受け ない幼稚園	0				0			
	特定地域型 保育事業			0	0			0	0
	企業主導型 保育事業		0	0	0		0	0	0
②-①		9	5	0	9	9	4	0	10
				9				10	

		5年目(令和6年度)				(参考)平成31年度実績(在園児数)			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	3歳未満
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)		1	15	0	0	1	18	0	3
				0				3	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	10	21	0	10	10	21	0	10
	確認を受け ない幼稚園	0				0			
	特定地域型 保育事業			0	0			0	0
	企業主導型 保育事業		0	0	0		0	0	0
②-①		9	6	0	10	9	3	0	7
				10				7	

2 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1)提供区域の設定

教育・保育提供区域である9区域を基本としますが、事業ごとに利用実態が異なることから以下のとおり設定します。

◆◆地域子ども・子育て支援事業の区域設定

事業	区域設定
①利用者支援事業	市内全域(市内1区域)
②延長保育事業	教育・保育提供区域(9区域)
③児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)	市内全域(市内1区域)
④子育て短期支援事業	市内全域(市内1区域)
⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	市内全域(市内1区域)
⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	市内全域(市内1区域)
⑦地域子育て支援拠点事業	市内全域(市内1区域)
⑧一時預かり事業	教育・保育提供区域(9区域)
⑨病児・病後児保育事業	市内全域(市内1区域)
⑩ファミリー・サポート・センター事業	市内全域(市内1区域)
⑪妊婦一般健康診査事業	市内全域(市内1区域)
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域(市内1区域)
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市内全域(市内1区域)

(2)量の見込みと確保方策

本市の地域子ども・子育て支援事業の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

①利用者支援事業

認定こども園・幼稚園・保育所などの教育・保育施設や、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業等について、保護者がニーズに応じたサービスを利用できるように相談を受けるほか、子育てに関する情報提供を行います。また、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

【①基本型・特定型】

単位：か所

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成31年度
①量の見込み	3	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3	
②-①	0	0	0	0	0	

【②母子保健型】

単位：か所

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成31年度
①量の見込み	5	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5	
②-①	0	0	0	0	0	

②延長保育事業

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。

【市内全体】

単位：人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	3,641	3,563	3,511	3,443	3,395	3,637
②確保の内容	3,641	3,563	3,511	3,443	3,395	
②-①	0	0	0	0	0	

【①中心部】

単位：人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	1,138	1,114	1,097	1,077	1,061	1,082
②確保の内容	1,138	1,114	1,097	1,077	1,061	
②-①	0	0	0	0	0	

【②北東部】

単位:人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	177	173	171	167	165	160
②確保の内容	177	173	171	167	165	
②-①	0	0	0	0	0	

【③東部】

単位:人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	376	368	363	356	351	376
②確保の内容	376	368	363	356	351	
②-①	0	0	0	0	0	

【④南部】

単位:人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	802	785	774	759	748	800
②確保の内容	802	785	774	759	748	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑤西部】

単位:人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	361	353	348	341	337	375
②確保の内容	361	353	348	341	337	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑥北西部】

単位:人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	150	147	144	142	140	172
②確保の内容	150	147	144	142	140	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑦北部】

単位:人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	466	456	449	440	434	463
②確保の内容	466	456	449	440	434	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑧北条】

単位:人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	171	167	165	161	159	209
②確保の内容	171	167	165	161	159	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑨中島】

単位:人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	
②-①	0	0	0	0	0	

③児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。入会児童の増加に対応するため、専用施設の増設などを行い、量と質の向上に取り組めます。

単位:人

		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成 30 年度
①量の見込み		5,829	6,025	6,212	6,323	6,439	5,344
内訳	小学1年生	1,854	1,855	1,918	1,913	1,961	
	小学2年生	1,674	1,739	1,740	1,804	1,800	
	小学3年生	1,201	1,298	1,349	1,352	1,401	
	低学年計	4,729	4,892	5,007	5,069	5,162	
	小学4年生	701	714	773	800	804	
	小学5年生	278	292	300	325	332	
	小学6年生	121	127	132	129	141	
	高学年計	1,100	1,133	1,205	1,254	1,277	
合計		5,829	6,025	6,212	6,323	6,439	
②確保の内容		5,829	6,025	6,212	6,323	6,439	
②-①		0	0	0	0	0	

④子育て短期支援事業

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の保護を行います。今後も子育て情報サイト等で周知に努め、利用を促進します。

単位：人日

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	518	511	504	498	491	425
②確保の内容	518	511	504	498	491	
②-①	0	0	0	0	0	

⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

生後4か月未満の乳児のいる家庭を保健師又は訪問員(母子保健推進員等)が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には継続して支援が届けられるよう、訪問員のスキルアップに努め、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

単位：人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	3,629	3,582	3,535	3,489	3,444	3,677
②確保の内容	3,629	3,582	3,535	3,489	3,444	
②-①	0	0	0	0	0	

⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

若年妊婦、未健診妊婦のほか、育児ストレス、産後に不安感や孤立感を抱えるなど、様々な理由で養育支援が必要な家庭を早期に発見し、養育に関する指導・助言等を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。

また、松山市要保護児童対策地域協議会では、学校や保育所、医療機関など様々な関係機関や団体と連携して、多様化、複雑化する子どもや家庭の問題に適切に対応します。

単位：人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	2,319	2,395	2,473	2,553	2,636	2,246
②確保の内容	2,319	2,395	2,473	2,553	2,636	
②-①	0	0	0	0	0	

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

単位：人日

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	115,521	115,521	115,521	115,521	115,521	31 か所 115,521
②確保の内容	31 か所 115,521	31 か所 115,521	31 か所 115,521	31 か所 115,521	31 か所 115,521	
②-①	0	0	0	0	0	

⑧一時預かり事業

主に認定こども園や保育所等で、保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、一時的に保育を行います。また、主に認定こども園や幼稚園で、教育時間終了後の在園児の預かり保育を行います。

◆◆事業類型

～在園児対象型～

・幼稚園型Ⅰ：	主として、幼稚園、認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児を、教育時間の前後又は長期休業日等に、当該幼稚園、認定こども園で一時的に預かる事業
・幼稚園型Ⅱ：	保育の必要性の認定を受けた2歳児を、幼稚園で一時的に預かる事業

～在園児対象型以外～

・一般型：	主として、保育所、幼稚園、認定こども園に通っていない、又は在籍していない乳幼児を、保育所、認定こども園に、地域型保育事業実施施設等で一時的に預かる事業
・余裕活用型：	主として、保育所、幼稚園、認定こども園に通っていない、又は在籍していない乳幼児を、保育所、認定こども園に、地域型保育事業実施施設等で、利用児童数が利用定員に達していない場合に、利用定員数までの余裕部分を活用して一時的に預かる事業
・居宅訪問型：	障がい、疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる場合などで、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、利用児童の居宅で一時的に預かる事業

【市内全体】

単位：人日

			1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定に よる利用	44,950	44,004	43,346	42,521	41,927	在園児 対象型 404,467
		2号認定に よる利用	383,173	375,128	369,500	362,480	357,406	
		計	428,123	419,132	412,846	405,001	399,333	
	在園児対象型以外の 利用(一般型、余裕活用型)		78,997	78,317	78,227	77,785	77,864	
② 内容 の 確保	在園児対象型		428,123	419,132	412,846	405,001	399,333	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		78,997	78,317	78,227	77,785	77,864	
② ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	75,211
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0	

【①中心部】

単位：人日

			1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定に よる利用	10,109	9,897	9,749	9,563	9,430	在園児 対象型 93,049
		2号認定に よる利用	86,179	84,369	83,103	81,524	80,383	
		計	96,288	94,266	92,852	91,087	89,813	
	在園児対象型以外の 利用(一般型、余裕活用型)		21,713	21,258	20,940	20,543	20,256	
② 内容 の 確保	在園児対象型		96,288	94,266	92,852	91,087	89,813	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		21,713	21,258	20,940	20,543	20,256	
② ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	20,067
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0	

【②北東部】

単位：人日

			1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定に よる利用	1,407	1,378	1,357	1,331	1,312	在園児 対象型 16,215
		2号認定に よる利用	12,002	11,750	11,574	11,354	11,195	
		計	13,409	13,128	12,931	12,685	12,507	
	在園児対象型以外の 利用(一般型、余裕活用型)		2,068	2,025	1,995	1,958	1,931	
② 内容 の 確保	在園児対象型		13,409	13,128	12,931	12,685	12,507	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		2,068	2,025	1,995	1,958	1,931	
② ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	1,793
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0	

【③東部】

単位：人日

			1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定に よる利用	7,782	7,618	7,504	7,361	7,258	在園児 対象型 66,122
		2号認定に よる利用	66,329	64,937	63,962	62,747	61,869	
		計	74,111	72,555	71,466	70,108	69,127	
	在園児対象型以外の 利用(一般型、余裕活用型)		7,731	7,569	7,456	7,315	7,213	
② 内容 の 確保	在園児対象型		74,111	72,555	71,466	70,108	69,127	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		7,731	7,569	7,456	7,315	7,213	
② ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	8,135
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0	

【④南部】

単位：人日

			1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定に よる利用	9,732	9,527	9,384	9,206	9,077	在園児 対象型 90,951
		2号認定に よる利用	82,957	81,215	79,997	78,477	77,378	
		計	92,689	90,742	89,381	87,683	86,455	
	在園児対象型以外の 利用(一般型、余裕活用型)		18,019	17,641	17,377	17,047	16,809	
② 内容 の 確保	在園児対象型		92,689	90,742	89,381	87,683	86,455	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		18,019	17,641	17,377	17,047	16,809	
② ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	16,860
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0	

【⑤西部】

単位：人日

			1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定に よる利用	8,468	8,290	8,166	8,011	7,899	在園児 対象型 69,470
		2号認定に よる利用	72,181	70,665	69,605	68,283	67,327	
		計	80,649	78,955	77,771	76,294	75,226	
	在園児対象型以外の 利用(一般型、余裕活用型)		14,029	14,713	15,572	16,316	17,251	
② 内容 の 確保	在園児対象型		80,649	78,955	77,771	76,294	75,226	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		14,029	14,713	15,572	16,316	17,251	
② ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	12,909
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0	

【⑥北西部】

単位：人日

			1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定に よる利用	3,108	3,042	2,997	2,940	2,899	在園児 対象型 26,859
		2号認定に よる利用	26,493	25,937	25,548	25,062	24,712	
		計	29,601	28,979	28,545	28,002	27,611	
	在園児対象型以外の 利用(一般型、余裕活用型)		2,495	2,443	2,407	2,362	2,329	
② 内容 の 確保	在園児対象型		29,601	28,979	28,545	28,002	27,611	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		2,495	2,443	2,407	2,362	2,329	
② ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	2,794
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0	

【⑦北部】

単位：人日

			1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定に よる利用	3,111	3,045	3,000	2,943	2,902	在園児 対象型 27,873
		2号認定に よる利用	26,524	25,967	25,578	25,092	24,740	
		計	29,635	29,012	28,578	28,035	27,642	
	在園児対象型以外の 利用(一般型、余裕活用型)		9,431	9,233	9,095	8,923	8,799	
② 内容 の 確保	在園児対象型		29,635	29,012	28,578	28,035	27,642	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		9,431	9,233	9,095	8,923	8,799	
② ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	9,195
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0	

【⑧北条】

単位：人日

			1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定に よる利用	1,233	1,207	1,189	1,166	1,150	在園児 対象型 13,928
		2号認定に よる利用	10,508	10,288	10,133	9,941	9,802	
		計	11,741	11,495	11,322	11,107	10,952	
	在園児対象型以外の 利用(一般型、余裕活用型)		3,395	3,324	3,275	3,213	3,169	
② 内容 の 確保	在園児対象型		11,741	11,495	11,322	11,107	10,952	在園児 対象型以外 3,343
	在園児対象型以外		3,395	3,324	3,275	3,213	3,169	
② ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0	

【⑨中島】

単位：人日

			1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定に よる利用	0	0	0	0	0	在園児 対象型 0
		2号認定に よる利用	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	
	在園児対象型以外の 利用(一般型、余裕活用型)		113	111	110	108	107	
② 内容 の 確保	在園児対象型		0	0	0	0	0	在園児 対象型以外 115
	在園児対象型以外		113	111	110	108	107	
② ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0	

⑨病児・病後児保育事業

仕事等の理由で、保護者が病気中の子ども（小学6年生まで）を家庭で保育できない場合に、市が委託した施設（医療機関）で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

単位：人日

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	5,530	5,530	5,530	5,530	5,530	5,372
②確保の内容	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	
②-①	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	

⑩ファミリー・サポート・センター事業

子育てに関し、「援助を受けたい方（依頼会員）」と「援助を行いたい方（提供会員）」両者のあつ旋等を行います。利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員数のバランスを保ちます。また、より安全な援助活動を行うための講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図ります。

単位：人日

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	7,992	7,884	7,776	7,680	7,584	8,092
②確保の内容	7,992	7,884	7,776	7,680	7,584	
②-①	0	0	0	0	0	

⑪妊婦一般健康診査事業

妊婦一般健康診査（一部公費負担）を行い、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。母子健康手帳交付時に、保健師が全妊婦と面談し、受診勧奨を行います。

単位：人日

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	3,688	3,640	3,593	3,546	3,500	3,737
②確保の内容	3,688	3,640	3,593	3,546	3,500	
②-①	0	0	0	0	0	

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度の給付を受ける、認定こども園、幼稚園、保育所などを利用している生活保護世帯等の子どもに対し、教材費や行事費などの実費負担分を補助します。また、新制度の給付を受けない幼稚園（私学助成幼稚園）を利用する生活保護世帯等の子どもに対し、給食費の実費負担分を補助します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域ニーズに即した保育等の事業を充実させるため、新たに新制度の給付を受ける新規参入事業者への巡回支援を行います。また、障がい児保育事業や私学助成での支援の対象外である私立認定こども園の認可外機能部分で、特別な支援が必要な子どもを受け入れている施設に対し、加配職員に係る費用の一部を支援します。

3 子ども・子育て支援の推進方策等

(1)教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

①幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援策、認定こども園の普及に係る基本的な考え方

施設設備の支援については、保育定員の確保の必要性に応じて、国の補助メニューを活用して検討します。

認定こども園の普及については、私立施設からの移行を最大限尊重するとともに、公立施設の認定こども園への移行についても、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を見ながら必要に応じて検討を行います。

②幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期

本計画中の認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。ただし、新規設置は、既存施設からの移行等を妨げる数でなく、各年度の数を超えての設置も可能とします。

年度		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 (平成31年度)
幼保連携型	既存数	19施設	19施設	26施設	27施設	28施設	15施設
	新規数	0施設	7施設	1施設	1施設	1施設	4施設
	計	19施設	26施設	27施設	28施設	29施設	19施設
幼保連携型以外	既存数	24施設	24施設	27施設	30施設	32施設	23施設
	新規数	0施設	3施設	3施設	2施設	2施設	1施設
	計	24施設	27施設	30施設	32施設	34施設	24施設
合計		43施設	53施設	57施設	60施設	63施設	43施設

③既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数

本計画中の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行特例に係る需要量の上乗せ部分については、各施設への意向調査の結果を基に、以下のとおりに設定します。

・1号：54人　・2号：418人　・3号：253人

④需給調整の考え方について

教育・保育施設（幼稚園を除く）及び地域型保育事業の認可申請があった際、各提供区域内での「量の見込み」と「確保方策」のみならず、実際の「利用申込者数」と利用定員に対する弾力的な受入れを含めた「受入れ可能数」を考慮した上で、受入れ可能数が不足する場合は、適格性及び認可基準を満たす申請者であれば、認可するものとします。ま

た、認可することにより、受入れ可能数が過多となる場合は、認可を行わないことがあります。

ただし、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合は、「量の見込み」に計画で定める数を加えたものの範囲内であれば移行できます。

⑤幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する推進方策

教育・保育の質の向上を目指して、保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研修や各種研修の場を設け、相互が意見交換できる機会の確保に努めます。

具体的には、保育・幼稚園課による「障がい児保育研修」（年５回、市内の認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業実施施設、地域保育所（認可外保育施設）の職員を対象）や、市教育委員会による「松山市幼児教育研修会」（年３回の全体研修会、年１５回の園内研修会、市内の保育教諭、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象）、ほかにも愛媛県から委託を受けた愛媛県保育協議会による「キャリアアップ研修会」（特定教育・保育施設等の職員（保育教諭、幼稚園教諭、保育士を対象））を今後も継続して実施します。

また、「松山市幼児教育研修会」では、全体研修会の土曜開催や、一部園内研修会を公立保育所で開催することにより、年間を通じて、幼稚園教諭だけでなく、保育士も参加しやすい環境が整えられていることから、今後も多くの職員が参加できる機会を確保し、研修内容を随時検証して、さらなる質の向上にも努めます。

⑥質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え方及び推進方策

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくものであり、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とします。保護者が子育ての権利を享受することが可能になるよう、また、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、地域や社会が子育てに寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を減じていきます。

そのため、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業については、本市が幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育並びに地域子ども・子育て支援事業を総合的に実施する主体となり、「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現を基本とします。本計画に基づき、子どもの視点に立ち、一人一人の子どもの安全と発達の保障による健やかな育ちが等しく実現されるよう、国際化の進展に伴う、海外から帰国した幼児や外国人幼児を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に、地域の実情に応じた良質かつ適切な取組を関係者と連携しつつ社会全体で実施するものです。

⑦教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえたこれからの連携推進方策

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援で地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行うもの及び地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と連携し、必要に応じてこれらのものの保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。そのため、松山市幼児教育研修会での研究協議や情報交換による幼稚園教諭同士の連携、また、松山市保育会や愛媛県保育協議会の主催する研修会の一部では、地域保育所（認可外保育施設）の保育士も参加対象とするなど、保育士同士の連携をさらに強化していきます。

加えて、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるように支援を行います。

小学校単位で設置している「保幼小連絡協議会」の充実を図り、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、連携の強化に努めます。

さらに、「幼保小中連携推進事業」では、幼稚園だけでなく、保育所も研究指定校に指定して、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流活動や職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。

(2)産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業、並びに利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）による情報提供や相談支援を実施します。

また、年度途中に育児休暇から復職する方が、保育所等への入園申し込みのため、育児休業期間を前倒しすることなく、希望する時期まで安心して育児休業を取得できるよう、保育所等の「入園予約制度」により支援します。

さらに、当事者だけでなく、企業などにも、子ども・子育て支援に関する情報の周知・普及啓発を行い、復職しやすい環境づくりの支援を行うとともに、今後も保育ニーズに応じた保育定員の確保を行います。

- ・基本方針 1 全般
- ・【2-1】利用者支援事業、一時預かり事業、延長保育事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、子ども総合相談、子育て情報の周知
- ・【2-2】休日保育事業、夜間保育事業
- ・【3-1】1歳6か月児健診、3歳児健診、すくすく相談
- ・【4-1】子育て支援施策の周知
- ・【6-1】企業への意識啓発

(3)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項

①児童虐待防止対策の充実

乳児期の各健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭や虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の機能強化をすることにより、関係機関との連携強化を図ります。特に、一時保護等の措置権限を有する児童相談所と密接に連携し、役割分担のもと、家庭への継続した支援を行うことで虐待の防止に努めます。

- ・【2-1】養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、妊婦一般健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）、子ども総合相談、家庭・子育て相談室
- ・【3-1】1歳6か月児健診、3歳児健診、乳児一般健康診査、予防接種、5歳児相談、すくすく相談
- ・【8-1】要保護児童対策事業

②ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

- ・【8-2】「ひとり親家庭の自立支援の推進」全般

③障がい児施策の充実等

障がい児など配慮を要する子どもが日常生活する上での支援や、障がいの有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図るとともに、関連施策を実施する中で、発達障がい等様々な障がいの早期発見、早期支援に努めます。

- ・【3-1】1歳6か月児健診、3歳児健診、新生児聴覚検査、乳児一般健康診査、予防接種、5歳児相談、すくすく相談
- ・【8-3】「障がい児施策の充実」全般

(4)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

①仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに、企業や各種団体に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

- ・【6-1】「多様な働き方の実現及び働き方の見直し等」全般

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）や、ファミリー・サポート・センター事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関と連携を図ります。

- ・【1-1】「幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実」全般
- ・【2-1】児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）、ファミリー・サポート・センター事業（育児）

第6章 計画の推進に向けて

1 市民及び関係団体等との連携等

(1)市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。本計画の推進に当たっては、認定こども園、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者並びに関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

(2)地域の人材の確保と連携

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者など地域の様々な子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3)市民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。本計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、松山市子ども・子育て会議で、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況（公立の教育・保育施設に係る施策も含む）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するに当たっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（令和6年度）までとします。

資料編

松山市子ども・子育て会議条例

松山市条例第28号

平成25年6月28日

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、本市に松山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項
- （2）児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）子どもの保護者
 - （2）関係事業に従事する者
 - （3）学識経験のある者
 - （4）市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(松山市社会福祉審議会条例の一部改正)

3 松山市社会福祉審議会条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童福祉に関する事項」の次に「（松山市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第28号）第2条第2号に規定する事項を除く。）」を加える。

松山市子ども・子育て会議委員

(事業計画策定時点)

所属・役職名など	氏名	備考
松山市母子保健推進協議会 会長	井上 もと子	
松山市私立保育園・認定こども園連合会 会長	上岡 周介	
松山市立幼稚園教育研究協議会 会長	鵜久森 克	
まつやま子ども育成会議 委員長	太田 佳光	
松山東雲女子大学心理子ども学科 講師	香川 実恵子	
市民公募	加納 飛鳥	
小・中学校PTA連合会 学校教育部理事	河内 茜	
中予私立幼稚園連盟 会長	住田 信幸	
聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 教授	恒吉 和徳	副会長
松山市東雲短期大学保育科 准教授	友川 礼	
松山市保育会 監事	乗松 紀美子	
市民公募	濱田 由紀	
NPO法人ワークライフ・コラボ 代表理事	堀田 真奈	
愛媛大学 副学長	三浦 和尚	会長
子ども・子育て連絡協議会 会長	村上 出	
松山市地域保育所連絡会 会長	森 公夫	
松山市児童クラブ連絡協議会 副会長	安永 耕造	
市民公募	山下 純子	
松山市児童発達支援センターひまわり園 相談支援事業所 相談支援専門員	和田 真由子	
松山市小学校長会 幼年・生活部会顧問	渡部 万美江	

(五十音順・敬称略)

第2期松山市子ども・子育て支援事業計画策定経過

【令和元年度】

令和元年5月30日（木）	令和元年度第1回松山市子ども・子育て会議（全体会）
	令和元年度第1回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）
	令和元年度第1回松山市子ども・子育て会議（地域子育て部会）
令和元年6月27日（木）	令和元年度第2回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）
令和元年7月2日（火）	令和元年度第2回松山市子ども・子育て会議（地域子育て部会）
令和元年7月29日（月）	令和元年度第3回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）
令和元年8月28日（水）	令和元年度第3回松山市子ども・子育て会議（地域子育て部会）
令和元年8月30日（金）	令和元年度第4回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）
令和元年11月5日（火）	令和元年度第2回松山市子ども・子育て会議（全体会）
令和2年2月4日（火）	令和元年度第3回松山市子ども・子育て会議（全体会）
	令和元年度第5回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）

基本方針での基本施策と取組・事業一覧（対象・対象年齢別）

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
妊婦	妊婦一般健康診査事業		○				○					
妊娠5～9か月の初妊婦 妊娠・出産に不安がある妊婦	マタニティ相談会						○				○	
妊娠6～9か月の初妊婦とその夫 妊娠・出産に不安がある妊婦とその夫	パパ・ママのための教室						○				○	
妊婦～生後7か月児未満の保護者	離乳食講座							○				
妊産婦とその夫	パパ・ママ救命講習						○					
妊娠期～小学校就学前	利用者支援事業		○									
生後2～90か月（ワクチンにより異なる）	予防接種						○					
1か月未満の新生児	新生児聴覚検査						○					
3～4か月及び9～10か月の乳児	乳児一般健康診査						○					
生後4か月未満の乳児のいる家庭	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）		○				○					
原則として 0歳～満3歳未満	家庭的保育事業	○										
	小規模保育事業	○										
	居宅訪問型保育事業	○										
	事業所内保育事業	○										
0歳～満3歳未満の保護者	地域保育所保育料補助事業											
（小規模保育事業） 原則として 0歳～満3歳未満 （託児事業） 6か月～小学校就学前	商店街保育事業		○			○						
0歳～概ね6歳の乳幼児	モグモグ相談						○	○				
	すくすく相談						○					
0歳～小学校就学前	認定こども園	○										
	保育所	○										
	一時預かり事業		○	○								
	延長保育事業		○									

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
0歳～小学校 就学前	実費徴収に係る補足給 付を行う事業		○									
	子育てサロンの運営		○									
	休日保育事業			○								
	夜間保育事業			○								
	公立保育所の民間委 託			○								
	保育園庭芝生化事業			○								○
	在園児・保護者に対す る食育事業							○				
	児童発達支援センター ひまわり園運営事業											
	認定こども園、幼稚 園、保育所等での障が い児等保育の充実											
0歳～小学校 就学前の子ども とその保護者	地域子育て支援拠点 事業		○									
	親子ふれあいコミュニ ティ広場事業					○					○	
0歳～小学校 就学前の子ども の保護者	地域の子育て家庭に 対する食育事業							○				
0歳～小学生	病児・病後児保育事 業		○									
0歳～中学生	小児の一次救急医療 の確保									○		
	小児救急医療体制の 整備									○		
	危機管理マニュアルの 作成											○
	警察直通の非常通報 装置の設置											
	防犯カメラの設置											
0歳～18歳	養育支援訪問事業そ の他要支援児童、要 保護児童等の支援に 資する事業		○									
	子ども総合相談		○									
	児童館等管理運営事 業				○							
	育児相談事業				○							
	要保護児童対策事業											
生後6か月の乳 児～小学生	ファミリー・サポート・セ ンター事業(育児)		○									
ファミサポ:生後 6か月～小学生 までの子どもの 保護者 シルバー人材: 1歳～小学生ま での子どもの保 護者	子育て支援サービス利 用料の助成		○									
第2子以降の満 1歳未満の子ど もの保護者	子育て応援券交付事 業		○									

【4-3】	【4-4】	【5-1】	【5-2】	【5-3】	【5-4】	【5-5】	【6-1】	【6-2】	【7-1】	【7-2】	【7-3】	【8-1】	【8-2】	【8-3】	【9-1】
														○	
														○	
○															
○															
										○	○				
										○					
										○					
										○					
												○			
○												○			
												○			
								○							
								○					○		○
															○

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
1歳～小学校就学前	庁内託児室「キッズルーム」の設置											
1歳6か月～2歳未満	1歳6か月児健診						○					
満3歳～小学校就学前	幼稚園	○										
	幼稚園庭芝生化事業											○
3歳～4歳未満	3歳児健診						○					
3歳～中学生	笑顔あふれる学校づくり推進事業（「ふるさと松山」創造プラン）											○
	幼保小中連携推進事業											○
	特別支援教育事業											○
市立幼稚園児、小・中学生	学校給食での食育推進事業							○				
発達上の課題や社会性の問題がある幼児（年中児）とその保護者	5歳児相談						○					
幼児教育関係者	松山市幼児教育研修会											○
	松山市幼児教育連絡協議会											○
幼稚園教諭、保育士、小・中学校教職員	命を守る！防災士養成事業											
市内の保育教諭、保育士	保育教諭及び保育士の研修事業			○								○
保育士、保育士を目指す者、認定こども園、保育所等の施設	保育士等確保支援事業			○								
公立保育所、認定こども園	公立保育所整備事業			○								
認定こども園、保育所、地域型保育事業実施施設	待機児童対策・保育の質向上事業			○								
認定こども園（幼保連携型、保育所型）、保育所	産休等代替職員費補助事業			○								
幼稚園長時間預かり保育実施幼稚園	幼稚園長時間預かり保育支援事業			○								
地域保育所運営事業者	地域保育所（認可外保育施設）施設運営補助事業			○								
事業所内保育施設設置者	事業所内保育施設の設置推進			○								

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
概ね小学生以下の子どもとその保護者	地域活動クラブ事業					○						
乳幼児の保護者	乳幼児を持つ親のための救急講習						○					
	小児救急医療の正しい利用に向けた啓発事業									○		
小学生以下	幼年少年消防クラブ育成事務				○							
小学生	児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）		○		○	○						
	放課後子ども教室運営事業				○	○						
	児童クラブの障がい児等受入れ促進											
主に小学生	いきがい交流センターしみず管理運営事業					○						
小・中学生	学習アシスタント活用支援事業											○
	通学区域の弾力的運用											○
	小規模校等学校間交流等支援事業											○
	障がい等のある子どもの「学校生活支援員」活用支援事業											○
	いじめ対策総合推進事業（いのちを守る相談事業）											○
	生徒指導上の諸問題研究委員会											○
	通学路等校区内危険箇所の交通等安全対策											
	児童生徒をまもり育てる日											
	緊急避難場所「まもるくんの家」のステッカー配布											
	安全安心指導者学校派遣事業											
	就学援助費支給事業											
小・中学生とその保護者	親子ふれあい事業				○						○	
小・中学生の保護者	PTA活動推進事業											
小・中学校教職員	教職員研修事業											○
	教育の情報化推進事業											

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
小・中学校教職員	応急手当普及員の養成											
思春期の児童生徒及び保護者等	思春期健康教育								○			
小学生を除く12歳以上35歳未満	青少年センター管理運営事業				○							
生活保護世帯、低所得者世帯、児童扶養手当全部支給世帯の中学生	子ども健全育成事業（土曜塾）											
中学生まで（15歳に達した日以後の最初の年度末まで）	子ども医療助成事業											
中学生まで（15歳に達する日以後の最初の年度末までの児童）	児童手当支給事業											
18歳未満	不登校対策総合推進事業				○							
	問題行動等対策事業				○							
	青少年育成支援事務管理事業											
	障がい児の支援事業											
	居宅介護・移動支援事業											
	障害児等療育支援事業											
	障害児通所支援事業											
	短期入所・日中一時支援事業											
中学校修了前の子どもがいる世帯 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯	市営住宅への優先入居											
18歳未満の子どもがいる世帯	地域優良賃貸住宅（一般型）											
20歳未満で一定の障がいがある場合を除き、18歳に達する日以後最初の年度末までの児童	児童扶養手当支給事業											
18歳未満の子どもがいる母子家庭	母子生活支援施設事業											

【4-3】	【4-4】	【5-1】	【5-2】	【5-3】	【5-4】	【5-5】	【6-1】	【6-2】	【7-1】	【7-2】	【7-3】	【8-1】	【8-2】	【8-3】	【9-1】
											○				
													○		○
															○
															○
										○					
														○	
														○	
														○	
														○	
														○	
		○													
		○													
															○
													○		

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
18 歳未満の児童、緊急一時保護の母子	子育て短期支援事業		○									
保育等事業への新規参入者、特別な支援が必要な子どもを受け入れている一部の認定こども園	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		○									
概ね 20 歳までの子どもと子育て家庭	子育て情報の周知		○									
20 歳未満	特別児童扶養手当の支給											
	障害児福祉手当の支給											
	松山市重度心身障害児福祉年金											
20 歳未満の児童とひとり親	ひとり親家庭医療助成事業											
20 歳未満の児童のひとり親	ひとり親家庭等自立支援給付金											
ひとり親世帯や寡婦、全年齢の女性	家庭・子育て相談室		○									
全年齢	公民館元気活力支援事業				○							
	野外活動センター運営事業				○							
	子ども育成事務事業（子ども育成条例関係）				○							
	おはなし会事業				○							
	市民食育講座							○				
	栄養相談							○				
	子どもの食物アレルギー講座							○				
	消防救急体制の充実									○		
	男女共同参画の推進										○	
	市営団地の整備											
	公営住宅建替事業											
	安全歩行空間整備事業											
	松山駅周辺整備事業											
	公園内の照明灯など防犯設備整備と適切な管理											
	防犯灯設置助成事業											
	放置自転車対策の実施による歩行者環境の安全確保											

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
全年齢	MACネットCSC(子ども安心安全情報配信システム)											
	交通安全母の会を中心とした各種交通安全活動への参画											
	地区交通指導員による指導・啓発											
	交通ルール遵守の啓発											
	切れ目のない全世代型防災リーダー育成事業											
	重度心身障害者医療費助成事業											
児童遊園地:概ね小学校低学年まで 都市公園:全年齢	児童遊園地・公園整備事業				○							
ひとり親家庭等	テレワーク業務創出支援											
	ひとり親家庭等日常生活支援事業											
	ひとり親家庭等自立促進対策事業											
	母子父子寡婦福祉資金の貸付											
地域子育て支援拠点事業従事者	育児休業中の育児支援											
求職者等	多様化する就業ニーズに対する支援											
該当要件に合致した夫婦	不妊治療費助成事業						○					
企業・各種団体等	子育て支援施策の周知										○	
	まつやま働き方改革推進プロジェクト											
企業	企業への意識啓発											
	能力開発や適応訓練などの人材育成支援											

【4-3】	【4-4】	【5-1】	【5-2】	【5-3】	【5-4】	【5-5】	【6-1】	【6-2】	【7-1】	【7-2】	【7-3】	【8-1】	【8-2】	【8-3】	【9-1】
						○				○					
									○						
									○						
									○						
											○				
															○
						○									
								○					○		
													○		
													○		
															○
								○							
							○								
							○								
							○								
							○								
							○								
							○								

第2期松山市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

発 行 松山市保健福祉部 子育て支援課

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

電 話 089-948-6418